

さいたま市立中等教育学校（仮称）整備事業

入札説明書等に関する質問に対する回答（その2）

平成28年2月12日
さいたま市

■入札説明書に関する質問に対する回答(その2)

No.	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問の内容	回答
1	3	第2	1	(4)	イ		構造種別	校舎、給食室+ホール、合宿所について、RC造の指定がありますが、部分的に鉄骨造、木造等の自由な提案として宜しいでしょうか。	上階や外部からの遮音性の確保、地震時の揺れの抑制、屋根や外壁の耐久性・耐火性の確保等により、鉄筋コンクリート造として下さい。なお、合宿所については、鉄骨造としています。
2	3	第1	1	(4)	イ		施設整備の構成	プール他（25m×6コース）とありますが、水深についての条件があれば、ご教示ください。	水深は、プールの短辺部分を1.2m程度とし、中央部を1.4m程度を想定しています。
3	5	第2	2				事業スケジュール	I期建設期間竣工後の平成31年2月～II期建設期間着工の平成32年4月までの間、建設業務は工事中断指示書等をいただけるのでしょうか。又その場合、配置技術者は現場常駐義務はないとの理解でよろしいでしょうか。	I期建設期間終了後から、II期建設期間までの間については、建設工事中断ではなく、工事を行わない期間として、要求水準書に記載しているため、工事中断指示書等を交付しません。なお、上記の工事を行わない期間においては、配置技術者の現場常駐義務はありません。
4	5	第2	2				事業スケジュール	I期及びII期の解体撤去工事の開始可能時期はI期は平成29年4月から、II期は平成32年4月からとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	12	第4	1				入札スケジュール	質疑提出の機会が1回しかなく、提案提出までの期間も短いため、貴市の考えと応募事業者の提案に齟齬が発生しないためにも実施する対話の時間は1グループ当りに相応の時間（2時間以上）を確保していただけないでしょうか？ もしくは質疑提出の機会を2月末から3月初めに設けていただけないでしょうか？	前段については、1グループ当たり90分を予定しています。 後段については、原文のとおりとします。
6	12	第4	1				入札スケジュール	質問の機会が1回だけであるため、市と事業者の認識にずれが生じることのないよう実施する対話は1グループ毎に十分な時間（2時間以上）を確保していただけないでしょうか？ もしくは質問提出の機会を2月末から3月初めに設けていただけないでしょうか？	No.5の回答をご参照下さい。
7	12	第4	1				入札スケジュール 対話の実施について	貴市の考えと応募事業者の提案に齟齬が発生しないためにも実施する対話の時間は1グループ当りに相応の時間（2時間以上）を確保していただけないでしょうか？	No.5の回答をご参照下さい。
8	12	第4	1				入札スケジュール	入札説明書に関する質疑が入札まで一回しかありません。今回の質疑以降さらに疑義が生じた場合の対応として再度質疑の機会を設けて頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。
9	12	第4	1				入札スケジュール	質問の受付・回答の機会が一度しかありませんが、回答内容について、再質問、再確認させて頂く必要や回答以降に疑義が生じることあるかと思われますので、質問・回答の機会を増やして頂けないでしょうか。	No.8の回答をご参照下さい。

■入札説明書に関する質問に対する回答(その2)

No.	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問の内容	回答
10	12	第4	1				入札スケジュール	入札説明書等に関する質疑のやり取りが今回の質疑しかないため、1月20日以降に疑義が生じた場合の確認方法が3月の対話のみになってしまいます。提案スケジュール上対話にて確認した事項を提案に反映させることは困難な事項も生じる可能性があるため、2月中あるいは3月初めに再度質疑の機会を設けて頂けないでしょうか。	No. 8の回答をご参照下さい。
11	12	第4	1				入札スケジュール	「事業契約に係る議会の議決(本契約の締結)」とありますが、議会で否決され本契約とならない場合を想定していますか。	仮契約は、議会の議決を経て本契約締結となります。
12	13	第4	1	(4)	エ		回答	質問に対する回答は2/12に公表とありますが、「参加表明書兼参加資格確認申請書の受付」が2/26とされており、回答公表を待っての準備や修正の対応が必要となる場合には、2/26の受付期限に間に合わないおそれがあります。 参加表明・参加資格確認申請に関する質問については、他の質問に先行して、可能な限り早期に公表して頂けないでしょうか。	参加表明・参加資格確認申請に関する質問に対する回答については、2月5日に公表することとします。
13	15	第4	1	(8)			対話の受付	対話の際の議題は要求水準以外に関しても議題として挙げてよろしいでしょうか。	要求水準以外に関する議題も受け付けます。
14	15	第4	1	(8)			対話の受付	対話の目的において、応募グループが本事業の趣旨、市の要求水準書等の意図を理解するとありますが、対話の際には要求水準書の内容に限らず、公表資料の内容に関する事項も確認させていただけるとの理解で宜しいでしょうか。	No. 13の回答をご参照下さい。
15	15	第4	1	(9)			対話による共有認識事項の公表	応募グループの権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあると考えられるものについては公表しないとありますが、公表の可否についての要望を事業者から予め提出させていただけないでしょうか。	公表の可否についての要望は、議題・質問等の提出時に確認します。
16	15	第4	1	(9)			対話による共有認識事項の公表	対話内容の公表・非公表については、対話の申し込時点で事業者から提示させていただけないでしょうか。	No. 15の回答をご参照下さい。
17	16	第4	1	(11)	ウ		開札	立会いについて代表企業の代表者又は代理人とありますが、立会い者は1名だけでしょうか。	立会い者は1名です。
18	16	第4	1	(12)			ヒアリング	ヒアリングには、プレゼンテーションは含まれないものと考えて宜しいでしょうか。もし、プレゼンテーションが含まれる場合には、予めコストや準備作業を見積もる必要がある為、提案書以外の追加資料(模型やパネル等)の使用可否について、ご教示頂けないでしょうか。	ヒアリングには、プレゼンテーションが含まれます。プレゼンテーションでは、提案書の内容を抜粋又は簡潔にまとめたパワーポイントのみ使用を認めます。

■入札説明書に関する質問に対する回答(その2)

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
19	20	第5	3		落札者の決定	「審査委員会は、・・・得点をもっとも高い・・・提案を最優秀提案として選定する。市は、審査委員会の選定結果をもとに落札者を決定する。」とあります。得点が高い提案が落札と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	21	第6	4		特別目的会社の設立	SPCを市内に設立することが要件とされていますが、SPCの本社所在地を本施設としても構わないでしょうか。	本施設での設置は認めません。
21	21	第6	4		特別目的会社の設立	SPCの資金調達の為に、SPCの株式に担保設定等を行う場合は、合理的な理由なく、貴市が事前承諾を留保、拒絶することはないと考えて宜しいでしょうか。	担保権設定契約の内容を確認の上、承諾の可否を検討します。
22	22	別紙1	1		サービス対価の構成	情報端末機器のリース料が含まれるのは、維持管理・運営業務の対価Eでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	22	別紙1	1		設計・建設業務の対価	設計・建設業務の対価C・D②の各種備品の台帳作成業務とありますが、これは、要求水準書資料10の建設工事に係る提出書類の什器・備品リストに沿って作成することを指すのでしょうか。	要求水準書資料10に基づき、事業者が提案する様式6-9 什器・備品等リストに基づき作成してください。
24	22	別紙1	1		設計・建設業務の対価	設計・建設業務の対価C・D②の各種備品の台帳作成業務とありますが、これは、要求水準書資料10の建設工事に係る提出書類の什器・備品リストに沿って作成することを指すのでしょうか。	No. 23の回答をご参照下さい。
25	22	別紙1	1		設計・建設業務の対価	設計・建設期間中のSPC運営に係る経費及びSPC利益は、サービス対価C、Dのそれぞれ「④その他費用」に含まれるものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	22	別紙1	1		維持管理・運営業務の対価	維持管理・運営期間中のSPC利益は、サービス対価E、F、Gの、いずれか或いはそれぞれに、適宜含めるという理解で宜しいでしょうか。	サービス対価E「維持管理業務（修繕・更新業務を除く）」に係る費用に含めて提案してください。
27	22	別紙1	1		維持管理・運営業務の対価	SPC経費については、事業者が適宜、サービス対価E、F、Gへの割り振るという理解で宜しいでしょうか。	サービス対価E「維持管理業務（修繕・更新業務を除く）」に係る費用に含めて提案してください。
28	22	別紙1	1		維持管理・運営業務の対価	サービス対価E・F・GのそれぞれにSPC経費の記載がありますが、これはSPC経費については各業務比率で按分してそれぞれの対価項目に記載するというのでしょうか。	No. 27の回答をご参照下さい。
29	22	別紙1	1		維持管理・運営業務の対価	サービス対価E・F・GにあるSPC経費はE・F・Gに按分等で計上するという意味でしょうか。	No. 27の回答をご参照下さい。

■入札説明書に関する質問に対する回答(その2)

No.	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問の内容	回答
30	23	別紙1	2					サービス対価の算定方法	「負担金等分及び起債支払分の変動に係るリスクは事業者において対応することを前提に提案を行うこと」とございますが、負担金等の変動リスクを事業者はコントロールできません。過去のPFI事業でもほとんどがこのようなリスク分担を前提としたものはなく、負担金等及び起債支払い分が変動した場合は、貴市にて調整を行い一括支払い額（サービス対価A、サービス対価B）は固定として頂けないでしょうか。 リスクを取るには、追い出資、追い融資まで考える必要があります。、本事業への参画に対して大きな課題となります。	サービス対価A及びBの算定について、補助単価及び基準面積の変動は、市の負担とします。よって、提案時のサービス対価AからDの額を支払います。
31	23	別紙1	2					サービス対価の算定方法	(1)サービス対価Aの算定方法、(2)サービス対価Bの算定方法とも“負担金等分及び起債支払分の変動に係るリスクは事業者において対応することを前提に提案を行なうこと。”とありますが、貴市が実際に支払うサービス対価A又はBの額が、提案時に想定した負担金等や起債支払分に満たなかった場合、その不足額については貴市より支払がなされず事業者の負担となる、という意味でしょうか。 或いは、提案時におけるサービス対価A（またはB）の額と、実際のサービス対価A（またはB）の額が相違した場合には、P.31の「4. サービス対価の改定_ (2)物価変動に伴う改定」と同様、当該相違額をサービス対価C（またはD）の割賦元本額に加除し、これに応じた割賦金利を再計算するというのでしょうか。 負担金等分及び起債支払分に変動が生じた場合に、対価がどのように調整され、どのように支払われるのか等、具体的にご教示願います。	No. 30の回答をご参照下さい。
32	23	別紙1	2					サービス対価の算定方法	負担金等分及び起債支払分の変動については、事業者側でのリスクコントロールが困難であり、落札後に貴市からの一括払い額が変動すると、場合によってはSPCの資金調達に支障をきたすおそれがあります。実際の負担金、交付金、起債額にかかわらず、応募者が提案したサービス対価A及びBの金額を一括払いとして頂けないでしょうか。	No. 30の回答をご参照下さい。

■入札説明書に関する質問に対する回答(その2)

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
33	23	別紙1	2		サービス対価の算定方法	「負担金等分及び起債支払分の変動に係るリスクは事業者において対応することを前提に提案を行うこと」とありますが、一括払い対象金額が減った場合、最低でも民間資金調達にかかる金利に関しては市が負担していただけたとの理解で宜しいでしょうか。 割賦金利の変動リスクも事業者で負担する場合、SPCの安定性を確保するために変動リスク見合いを事業費に算入する必要があり、事業費を増加させ効果的な提案ができません。 基本的には、発注者による一括払い対象は入札時点で固定される方が、貴市にとっても応募者にとっても公平な方法であると考えます。	No. 30の回答をご参照下さい。
34	23	別紙1	2		サービス対価の算定方法	「負担金等分及び起債支払分の変動に係るリスクは事業者において対応することを前提に提案を行うこと」とありますが、民間事業者にて補助金等が変動した場合のリスクを負うことは困難です。一時金の額はさいたま市にて固定していただけないでしょうか。	No. 30の回答をご参照下さい。
35	23	別紙1	2	(1)	サービス対価Aの算定方法	「負担金等分及び起債支払い分の変動に係るリスクは事業者において対応することを前提に提案を行なうこと。」とありますが、これでは調達すべき資金の額が不明となり、資金調達業務に甚だ支障が生じます。一時金支払額については実際の負担金等分及び起債金額にかかわらず、固定した金額として頂けないでしょうか。 なお、事業契約書(案)別紙7についても全く同一でございます。	No. 30の回答をご参照下さい。
36	23	別紙1	2	(1)	サービス対価Aの算定方法	「補助単価は平成27年度の算定方法に基づくものであり、実際に支払う額は平成30年度の算定方法による」と記載がありますが、大幅な差異はないものと考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	No. 30の回答をご参照下さい。
37	23	別紙1	2	(1)	サービス対価Aの算定方法	「負担金等分及び起債支払分の変動に係るリスクは事業者において対応すること」との記載がございますが、割賦金額が増加した場合は、それに応じて、提案による基準金利+スプレッドで割賦金利を再計算するとの理解で宜しいでしょうか。	No. 30の回答をご参照下さい。
38	23	別紙1	2	(1)	サービス対価Aの算定方法	本項記載の算定方法により算出された負担金等分及び起債支払分の金額は消費税を含まない金額との理解で宜しいでしょうか。	サービス対価A及びBの算定方法により算出される金額(負担金等及び起債)は、消費税等分を含む金額となります。そのため、「様式集_様式4-2_入札価格内訳書」においては、支払い時期における消費税等の率である10%分を割引いて下さい(算定式により算定した金額の110分の100に相当する金額とすること)。

■入札説明書に関する質問に対する回答(その2)

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
39	23	別紙1	2	(1)	公立学校施設整備費負担金	基準面積の記載がありますが、実際の提案面積とは関係なく金額の算定上は提示された面積で固定するのでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	23	別紙1	2	(1)	共用で利用する諸室	前期課程校舎の内後期課程と共用する諸室とありますが、共用する諸室についてホール、共用廊下以外で共用する諸室についてご教示頂けないでしょうか。	共用する諸室については、資料4の用途の欄に「前・後期課程共用」と記載しています。
41	23	別紙1	2		共用で利用する諸室	要求水準書に「後期課程と共用する諸室」と記載されていますが、 ； ①ホール、共用廊下以外に対象となる諸室がおありでしたら、この段階でご明示ください。 ②また共用廊下については、前期課程校舎と後期課程校舎それぞれにある廊下も含まれるのでしょうか、それとも両校舎を結ぶ動線のみなのか、重層体育館への通路も含むのか、明確にご指示ください。	前段については、No. 40の回答をご参照下さい。 後段については、サービス対価A(1)には、前期課程校舎にある共用廊下を含みます。サービス対価B(1)には、共用廊下（後期課程校舎内の共用廊下・両校舎を結ぶ廊下・重層体育館への通路）を含みません。
42	27	別紙1	2	(3)	サービス対価Cの算定方法	“～Ⅰ期供用開始後15年間を返済期間とする～”とありますが、Ⅰ期の施設所有権移転後、供用開始までの間に係る割賦金利は、第1回の支払額に含まれるという理解で宜しいでしょうか。 含まれる場合、第1回の金利計算期間は、他の回に比して長くなりますが、返済額は毎回元利均等額とする、という理解で宜しいでしょうか。	Ⅰ期の施設所有権移転後、供用開始までの間に金利が発生する場合は、当該割賦金利も含め、四半期ごとの計60回に平準化して提案してください。
43	27	別紙1	2	(4)	サービス対価Dの算定方法	“～Ⅱ期供用開始後15年間を返済期間とする～”とありますが、Ⅱ期の施設所有権移転後、供用開始までの間に係る割賦金利は、第1回の支払額に含まれるという理解で宜しいでしょうか。 含まれる場合、第1回の金利計算期間は、他の回に比して長くなりますが、返済額は毎回元利均等額とする、という理解で宜しいでしょうか。	Ⅱ期の施設所有権移転後、供用開始までの間に金利が発生する場合は、当該割賦金利も含め、四半期ごとの計60回に平準化して提案してください。
44	28	別紙1	2	(5)	サービス対価Fの算定方法	サービス対価Fは、貴市からは平準化するしないに拘わらず事業者の提案に基づいて支払っていただけるとの理解で宜しいでしょうか。	サービス対価Fは、平準化せず、事業者の提案に基づき支払います。
45	29	別紙2	2		サービス対価の構成	「※消費税が変更された場合には、変更後の税率について適切に支払うものとする。」とありますが、議会承認及び事業契約の変更をせずに支払われるのでしょうか。	議会の議決を得ている債務負担行為の限度額以内の場合、契約書（案）において、議会承認及び事業契約の変更せずに支払うこととしています。なお、仮契約は、議会の議決を経て本契約締結となります。

■入札説明書に関する質問に対する回答(その2)

No.	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問の内容	回答
46	29	別紙2	2				サービス対価の構成 設計・建設業務の対価	④その他の費用のうち、SPC管理業務に要する費用(税理士、会計士、その他SPC管理費用)は共通して発生する間接コストであるため、サービス対価C、Dへの配分方法は事業者提案との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	29	別紙2	2				サービス対価の構成 設計・建設業務の対価 サービス対価C③引渡業務に係る費用	引渡業務に係る費用のうち、登記費用は当該費用に含まれないとの理解で宜しいでしょうか。また、貴市の登記であるため、登録免許税、不動産取得税は非課税を前提に計算することで宜しいでしょうか。	ご理解のとおり、事業者に登録費用、登録免許税、不動産取得税は発生しません。
48	30	別紙2	3				サービス対価の支払方法	端数が発生した場合は、支払最終回で調整する理解で宜しいでしょうか。	各年度の第4四半期終了後の支払において調整して支払います。
49	30	別紙2	3				サービス対価の支払方法・費用項目A	貴市によるサービス対価A支払時期は、事業者からの請求書を受領した後、何日後となるか教示願います。	【サービス対価の支払い時期】の表のとおり、請求書受理後30日以内となります。
50	30	別紙2	3				サービス対価の支払方法・費用項目B	貴市によるサービス対価B支払時期は、事業者からの請求書を受領した後、何日後となるか教示願います。	【サービス対価の支払い時期】の表のとおり、請求書受理後30日以内となります。
51	30	別紙2	3				【サービス対価の支払時期】	支払日は請求書受理後30日以内とありますが、例えば支払対象期間翌月1日に請求書を提出すれば、同日に受理されたものとして扱われるのでしょうか。請求書受理について基準・要件等がありましたらご教示下さい。また、定例支払日といったものがありましたら、これもお教示下さい。なお、事業契約書(案)別紙7についても全く同一でございます。	サービス対価A～Dについては、P30_3「サービス対価の支払方法」に記載のとおりとします。サービス対価E、Gについては、各四半期終了後に事業者が四半期報告書を提出し、市が各業務の遂行状況を確認・評価した後30日以内に、請求書を提出してください。サービス対価Fについては、各事業年度終了後に事業者が年次報告書を提出し、市が各業務の遂行状況を確認・評価した後30日以内に、請求書を提出してください。請求書については、提出日に受理します。定例支払日については、毎月10日・20日・30日です。閉庁日の場合は、前開庁日となります。
52	31	別紙2	4	(2)	ア	(ア)	サービス対価A及びCの改定方法	サービス対価Cの割賦元本が変わることで、事業者の資金調達のための融資契約の変更が必要となり、変更手数料や弁護士費用等がかかる可能性があります。当該費用については、サービス対価Cの増額により、貴市にご負担頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	サービス対価A及びCの改定による、変更手数料や弁護士費用等は事業者負担です。
53	33	別紙2	4	(2)	ア	(イ)	サービス対価B及びDの改定方法	サービス対価Dの割賦元本が変わることで、事業者の資金調達のための融資契約の変更が必要となり、変更手数料や弁護士費用等がかかる可能性があります。当該費用については、サービス対価Dの増額により、貴市にご負担頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	サービス対価B及びDの改定による、変更手数料や弁護士費用等は事業者負担です。

■入札説明書に関する質問に対する回答(その2)

No.	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問の内容	回答	
54	33	別紙2	4	(2)	ア	(イ)	②	変動前工事費等	子細なことで恐縮ですが、文中の変動前工事費等の後の()は、3行目の「・・・を超える額」の後にカッコを閉じるという意味かご確認願います。	ご理解のとおりです。
55	34	別紙2	4	(2)	イ			初回の改定の計算	平成30年度は平成29年度と平成30年度の指標を用い変動率を確認し、計算すればよいという理解でしょうか。	平成30年度は、平成28年度（前々年度）と平成29年度（前年度）の指標を用います。
56	34	別紙2	4	(2)	イ	(ア)		改定の条件	対価の改定について、「前回改定時から3%以上変動した場合」とありますが、初回改定に抵触した場合は平成何年度の指標を基準とすればよいかご教示ください。	No. 55の回答をご参照下さい。
57	34	別紙2	4	(2)	イ	(イ)		物価変動による改定の計算	改定率の算出にあたり、分子を前年度の物価指数の年度平均値、分母を前々年度の物価指数の年度平均値とされておりますが、この方法では一部しか物価指数の上昇が反映されないため、分子については前回改定時（初回は●年度）の物価指数を使用いただくことは出来ないでしょうか。	改定率の算定式の分母について、「前回改定時の前年度の物価指数」に修正します。初回の改定については、No. 55の回答をご参照下さい。
58	34	別紙2	4	(2)	イ	(ウ)		サービス対価E、F、Gの改定方法	物価変動に採用する指標が「消費税の影響を除く企業向けサービス価格指数」となっていますが、サービス対価E、F、Gは対価の構成に占める人件費の割合が高いため、採用する指標については埼玉県「毎月勤労統計調査」に基づく「実質賃金指数：現給与総額・調査産業計（従業者5名以上）」として頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。
59	36	別紙3	2	(1)	イ	(イ)	②	モニタリングの方法	「事業者は、工事現場に工事記録・・・。」とありますが、工事記録とは資料10建設工事に係る提出書類との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	36	別紙3	2	(1)	イ	(イ)	③	モニタリングの方法	「市は、・・・主要資材等搬入の・・・。」とありますが、主要資材とはどのような物を想定していますか。具体的にご教示下さい。	主要資材とは、建築基準法施行令第1条第1項第3号による「構造耐力上主要な部分」の資材、仕上材（屋根、外壁、内装）、建具等を想定しています。
61	36	別紙3	2	(1)	イ	(イ)	④	モニタリングの方法	「事業者は、・・・主要な検査及び試験、隠蔽される部分の工事等が・・・。」とありますが、主要な検査及び試験、隠蔽される部分とはどのような内容の物を想定していますか。具体的にご教示下さい。	主要な検査及び試験については、中間検査、完成検査、機器等の試運転、施工基準（工事標準仕様書）などを満たしているかの確認を想定しています。隠蔽される部分とは、構造部材、設備、天井吊り下地など、建物の性能や安全性等に係る部分を想定しています。
62	40	別紙3	3	(3)	ウ			サービス対価の支払い留保	P. 40の「(4)サービス対価の減額」の規定と同様、支払い留保の対象は、サービス対価E、F及びGという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■入札説明書に関する質問に対する回答(その2)

No.	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問の内容	回答
63	42	別紙3	4	(2)			要求水準を満たしていない場合の措置	P. 40の「(4)サービス対価の減額」の規定と同様、サービス対価の支払い留保の対象は、サービス対価E、F及びGという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問の内容	回答	
1	4	第1	4	(3)	イ	(オ)	③	ICT教育の推進	ICTを活用し、海外の学校との活発な交流を図る。とありますが、現時点で想定される海外交流先および交流の手法はございますでしょうか。	海外交流先について、平成27年度実績は、オーストラリア（ケアンズ）・ニュージーランド（カイアポイ）、平成28年度はオーストラリア（ブリスベン）・ニュージーランド（カイアポイ）への派遣を予定しています。相互の訪問以外の交流手法は、インターネット会議等を想定しています。 具体的な交流の手法に関しては、中等教育学校の開校に合わせ検討していきます。
2	5	第1	7	(1)				法令等	各種申請・届出に係わる窓口への確認・相談は随時可能と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	8	第1	8	(2)				要求水準の変更手続き	要求水準の変更にあたっては、貴市と事業者との協議を経て、両者合意の上、変更が決定されるという理解で宜しいでしょうか。 また、貴市の事由による変更にあたっては、契約変更にかかる弁護士費用、変更に伴う金融費用等、事業者側に生じる合理的な費用につきましては、貴市にご負担頂けるという理解で宜しいでしょうか。	前段について、ご理解のとおりです。 後段について、ご理解のとおりですが、合理的な範囲に限りです。
4	9	第2	1					事業計画地の概要（高度地区）	校舎側敷地は高度地区15mに指定されていますが、学校は公益上必要な建物として高度地区の制限を解除できるとされています。その緩和条件を具体的にご教示下さい。	本事業で整備する建築物の高さは、高度地区の規定に適合すること（高さ15m以下）を要件としています。敷地内に既存不適格建築物があるため、高度地区の緩和についての手続きが必要となります。なお、整備完了後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないように計画して下さい。なお、詳細な緩和条件については、施設計画をもって、都市計画課に確認して下さい。
5	9	第2	1					事業計画地の概要（日影規制）	現在の校舎において、日影規制に適合していますか。既存不適格建築物の場合の対応方法について、お示しください。	現在の校舎・敷地における日影規制は既存不適格となっています。対応については、「日影による中高層の建築物の高さの制限に係る既存不適格建築物の増築等に関するただし書許可の包括同意基準」に適合するように計画して下さい。
6	9	第2	2	(1)				地盤状況	資料1地質調査報告書には、敷地南側の情報がありません。 ①敷地南側に近い、既存体育館の地盤情報及び既存北側校舎と既存体育館の間の地盤情報がありましたらご提示いただけないでしょうか。 ②いただけない場合は、最も近いデータに基づき設計するとしてよろしいでしょうか。	前段については、既存重層体育館の設計図に柱状図の記載があるため、既存重層体育館等の図面を平成28年2月15日から、高校教育課窓口にて貸出します。 後段については、提案書の段階では、確認できるデータに基づく設計で構いません。なお、本事業の調査業務において、「本施設の設計に伴い必要な調査（地盤調査等）を事業者の判断により実施すること。」としています。

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問の内容	回答
7	11	第2	3	(1)	イ		本施設	雨水抑制整備対象範囲は、今回校舎建替工事を行う部分のみよろしいでしょうか。	施設計画をもって、担当所管課に確認してください。
8	11	第2	3	(1)	ウ		施設構成及び留意点	想定する諸室として、倉庫や書庫の記載がありませんが、適宜設けることで良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	11	第2	3	(1)	ウ		I期整備対象施設	記念室について、市として想定している展示量ほどの程度か。	資料4 諸室諸元表に記載のとおり、105㎡の規模で展示可能な量を想定しています。具体的な展示品については、開校後に決定します。
10	11	第2	3	(1)	ウ		I期整備対象施設	I期工事完了後、既存校舎と渡り廊下で接続する必要がありますか。	屋根付きの渡り廊下での行き来を可能にしてください。
11	13	第3	2	(1)			解体撤去設計業務	I期建設後、既設建物との使用期間が1年間ありますが； ①既設建物と繋ぐべき設備はありますか。（例：放送、電話、LANなど） ②必要がある場合は、既設設備の改修が必要となると思われるので、再度調査が必要となります。再調査の機会をお与えください。 ③当該1年の間、II期で解体予定の既存校舎の防災防犯管理はそれぞれの校舎別系統で行うのでしょうか。そうでなければどちらで行うのかご指示願います。	前段については、放送、電話、LAN設備を繋いで下さい。 中段については、再調査は、事業契約締結後を予定しています。 後段については、既存校舎の防災防犯管理は既存校舎で行います。
12	13	第3	2	(1)		資料5	現況敷地図（2枚目）	青字の「排水路埋設」と「雨水管理設」は、現況埋設されているという意味ですか。南北校舎棟解体建設工事の際は撤去としてよろしいのでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、撤去する場合は、施設計画に合わせて代替施設を整備して下さい。既存利用を想定しています。
13	14	第3	3	(1)			各種申請及び手続き等	建築物確認申請は民間審査機関でも可能と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	14	第3	5	(3)	オ		配置計画	既存高校における各門の登校利用者の割合、ならびに自転車利用者・歩行者の割合について関連情報がございましたらご教示下さい。	各出入口の利用割合は把握していません。駐輪場利用者は約650人(約7割)おり、各出入口（正門含む）を利用しています。東側正門と部室側西入口は、学校の開校時間は、常に開錠されており、通用門、北側入口、北校舎と南校舎の間の西入口は登下校時のみ開錠しています。
15	15	第3	5	(4)	カ		平面・動線計画	プールは一般開放しないものとする。とございますが、各種教室、重層体育館等の一般開放はあるのでしょうか。また、この場合一般開放中の施設管理も事業者の業務に含まれるのでしょうか。	現段階では、各種教室、重層体育館等の一般開放は想定していません。

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問の内容	回答
16	15	第3	5	(4)	キ		平面・動線計画	重層体育館は既存施設を継続して使用するとなっておりますが、既存設備も継続使用でよろしいでしょうか。	現在設置されている機械警備機器の継続利用はできません。それ以外の設備については、ご理解のとおりです。
17	16	第3	5	(7)	エ		防災安全計画	さいたま市地域防災計画に基づき計画することとあり、浄水装置の設置の記載ありますが、食糧・生活必需品・その他備蓄品等の整備は必要でしょうか。	食糧などの備蓄品等については、事業者による整備は必要ありません。
18	17	第3	5	(8)	イ		福祉計画	施設計画全体のバリアフリーについて、既存体育館のエレベータ設置が必要となる場合は今回事業範囲外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。本事業で整備する施設において、適切にバリアフリー対応して下さい。
19	17	第3	5	(9)	キ		環境計画	校舎敷地にて雨水抑制施設がつかれない時はグラウンドに設置することは可能でしょうか。	施設計画をもって、担当所管課に確認して下さい。
20	17	第3	5	(9)	キ		環境計画	敷地内は、「さいたま市緑化指導基準」に基づき緑化提案を行うこととありますが、緑化面積については、さいたま市公共施設緑化マニュアルに従い、敷地面積の25%を緑化面積とすると考えればよいでしょうか。その際、グラウンドも緑化対象面積に含まれるでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	18	第3	6	(1)			耐震性能	「鉄筋コンクリート造を基本とする」との記載について、11月25日の要求水準書の質疑回答No46にて回答がありました。再度確認いたします。遮音性、耐久性に十分配慮した上で； ①大空間となる部分の屋根に他の構造部材を用いた混構造を採用してよろしいでしょうか。 ②別棟条件となっているものについて鉄筋コンクリート以外の構造を主とすることでよろしいでしょうか。	前段については、遮音性、耐久性、耐火性等の確保の観点から、鉄筋コンクリート造として下さい。 後段については、給食室+ホールについては、鉄筋コンクリート造、合宿所については鉄骨造としております。構造の指定のない建築物については、木造以外であれば、事業者の提案に委ねます。
22	20	第3	7	(2)	ア	(ウ) 資料2、3	上水道	グラウンド下にある既存上水管（2本）を撤去するのとありますが、埋蔵文化財包蔵地内となっており、この撤去工事における損傷等のリスク分担は貴市にあると考えてよろしいでしょうか。	埋蔵文化財に支障なく撤去することが困難な場合は、市のリスク負担となります。
23	23	第3	7	(4)	シ		警備設備	重層体育館及び部室（西側2棟）に現在設置されている機械警備機器に故障等が生じ、機器の交換を要する場合、費用は市の負担との認識で間違いございませんでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、No.117の回答もご参照ください。

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問の内容	回答
24	23	第3	7	(4)	シ	(イ)	警備設備	事務室にインターホン親機設置とありますが、どの箇所との通話になりますか。子機の設置先をご教示下さい。	子機の設置先として玄関入口を想定しています。玄関入口からのインターホン対応は基本は事務室ですが、職員室からの対応も出来るようにしてください。インターホン設備を使った放送設備・防災設備もあることから子機の設置先等を制限するものではありませんが、上記の来客対応ができる条件は満たす提案をお願いします。
25	23	第3	7	(4)	セ		構内配電線路、通信線路設備	電気設備の既設図面は、構内全般としては不足しているようですが、工事手順時の電気設備の切回し工事はないと考えてよろしいでしょうか。	現状、提示可能な図面を提示していますが、不明な箇所については、事業契約締結後、現地確認等を行っていただき、必要に応じ、切り回し工事を実施して下さい。
26	24	第3	7	(4)	タ	(ア)	太陽光発電設備・蓄電設備	太陽光発電・蓄電池システムに既存を移設利用とありますが、既存設備には製品保証がもてませんので本件の保証から除外するという事で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	24	第3	7	(4)	タ	(ア)	太陽光発電設備・蓄電設備	I期において、「既存南校舎に設置の太陽光発電設備を前期課程校舎に移設する」とありますが、具体的な部位はどちらになるか、ご教示下さい。	指定する部位はありませんので、発電効率等を充分考慮の上、事業者の提案に委ねます。
28	24	第3	7	(4)	タ	(ア)	太陽光発電設備・蓄電設備	既存南校舎の太陽光発電設備を移設するという事は、これ以降、SPCの財産となるのでしょうか。あるいは、市の財産のまま、維持管理をSPCにて行うということでしょうか。	太陽光発電設備については、市の財産のままとし、維持管理をSPCの業務とします。
29	24	第3	7	(4)	タ	(イ)	太陽光発電設備・蓄電設備	蓄電池の移設は任意とありますが、市の財産と思われるので、仮に移設しない場合どのような対処としたらよろしいでしょうか。また、移設した場合はこれ以降、SPCの財産となるのでしょうか。あるいは、市の財産のまま、維持管理をSPCにて行うということでしょうか。	現位置で施設計画に支障なければ、移設しなくても構いません。移設した場合については、No. 28の回答を参照下さい。
30	24	第3	7	(5)	ア	(ア) 資料4	給水設備	校舎内廊下等に水飲み器は必要でしょうか。必要な場合、台数をご教示ください。	事業者の提案に委ねます。
31	24	第3	7	(5)	ア	(イ) 資料4	給湯設備	給湯が必要な個所は、資料4にある校長室・事務室・職員室・保健室・職員休養室・第一家庭科室・給食室・合宿所浴室と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、家庭科準備室の流し台も給湯設備が必要となっています。また、校長室と事務室の間に、給湯設備が必要となっています。
32	26	第3	7	(6)	ア	(ア)	特殊設備	さいたま市では学校図書館資源共有ネットワークによる蔵書共同利用が進められていますが、新体制移行後も行われますでしょうか。行われる場合、受け入れ体制はどのようになりますでしょうか。	学校図書館資源共有ネットワークによる蔵書共同利用については、今後導入の検討を行う予定です。なお、導入施設については、本事業の対象外です。

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問の内容	回答
33	26	第3	7	(6)	ア	(ア)	特殊設備	さいたま市立高等学校教育情報ネットワークの拠点校として、センターサーバーを設置し市立4校のネットワーク管理を行われていますが、新体制移行後も拠点校となりますでしょうか。	平成28年1月1日からセンターサーバを外部へ移転しましたので、ネットワーク拠点校にはなりません。
34	26	第3	7	(6)	エ		プール水深	プールの水深について不明です。ご教示頂けないでしょうか	水深は、プールの短辺部分を1.2m程度とし、中央部を1.4m程度を想定しています。
35	26	第3	8				外構計画に係る基本要件	「さいたま市開発行為の手続きに関する条例」の開発行為に当たらない場合、開発許可の技術基準まで要求されないと理解して宜しいでしょうか。	開発許可の技術基準については、施設計画をもって、北部都市・公園管理事務所 開発指導課に確認して下さい。
36	27	第3	8	(1)	キ		外構	「雨水貯留浸透に努め」とありますが、さいたま市の排水技術基準までは要求されないと理解して宜しいでしょうか。	施設計画をもって、担当所管課に確認して下さい。
37	27	第3	8	(1)	キ		外構	「駐車場及び緑地においては雨水貯留浸透に努める」とありますが、Ⅰ期及びⅡ期にてそれぞれ雨水貯留浸透槽を設置と考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	施設計画をもって、担当所管課に確認して下さい。
38	27	第3	8	(1)	コ		外構	既存正門は残し、正門に新学校名を表記することとありますが、外来者の出入りは、正門を利用すると考えてよいでしょうか。	ご理解のとおり、主たる出入口は、正門を想定しています。
39	27	第3	8	(2)			植栽	要求水準書(案)に関する質問・意見に対する回答のNo59に「記念品以外の既存樹木について、残存指定、植替えの指定はありません。提案による植樹を、既存樹木の植替えとしてもかまいません。」とありますが、外構の植栽について新規、植替え等の判断は事業者判断としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	27	第3	8	(2)	イ		植栽	既存樹木位置見取図・既存樹木リスト等、既存樹木についてわかる資料がございましたらご提示下さい。	既存樹木の位置図等は作成していません。
41	27	第3	8	(2)	ウ		植栽	「植栽管理業務の実施に必要な散水設備を適切に設けること」とありますが、給水ルートは受水槽を経由しない直結水道と考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	事業者の提案に委ねます。
42	28	第3	8	(6)	ア		その他	「ごみ置き場」の構造種別が不明です。また、別棟とする必要があるかご教示頂けないでしょうか。	木造以外であれば、事業者の提案に委ねます。別棟として下さい。
43	28	第3	8	(6)	ク		その他	倉庫に保管されるPCB及びPCB使用安定器入り金属製箱、危険物の管理は市が行うとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問の内容	回答
44	28	第3	8	(6)	ク		その他	危険物、PCBを保管する倉庫に火災や侵入の警戒監視は必要でしょうか。	別棟の倉庫については、施錠可能なものとして下さい。機械警備の導入は、事業者の提案に委ねます。
45	28	第3	8	(6)	ク		その他	「危険物、PCB仕様安定器入り金属製箱を保管するため、倉庫を8㎡程度」の構造種別が不明です。また、別棟とする必要があるかご教示頂けないでしょうか。	構造については、火災や防犯等を考慮し、木造以外であれば、事業者の提案に委ねます。別棟として下さい。
46	28	第3	8	(6)	ケ		その他	「給食室から出る廃棄物の集積所として 10㎡程度のゴミ集積所を設置する」とありますが、屋根付きと考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	ご理解のとおりです。
47	28	第3	8	(6)	ケ		その他	「給食室から出る廃棄物の集積所として、10㎡程度のごみ集積所」の構造種別が不明です。また、別棟とする必要があるかご教示頂けないでしょうか。	構造種別は木造以外で事業者の提案によることとし、別棟として下さい。
48	29	第4	1				備品等移設業務	『食堂兼合宿所の什器備品を移設する』とありますが、資料12什器備品等一覧表には新たな合宿所に移設すべき什器備品がありません。 ①よって、移設ではなく撤去するという事でしょうか。 ②撤去の場合、記念品同様記録保存は必要なのでしょうか。	前段については、食堂兼合宿所の什器備品は撤去となります。ただし、食堂兼合宿所内にある記念品については可能な範囲で移設となります。後段については、撤去する記念品については記録保存が必要です。
49	29	第4	1	(1)	イ		記念品	移設後の記念品は維持管理業務の対象でしょうか。	ご理解のとおりです。
50	29	第4	1	(1)	イ	資料 6-2	記念品	「屋外にある記念品について・・・移設を行うこと」とありますが、Ⅰ期工事期間中は③⑤⑦⑧④がⅡ期工事期間中は④⑨⑩が工事範囲内で移設が予想されます。 ①移設先については提案段階で応募者側がお示しするという理解で宜しいでしょうか。 ②また工事期間中は仮の置場を提案し、市との協議の上別途清算という形で移設先に設置するのでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、敷地外の仮置き場は想定していません。仮置き場が必要な場合は、敷地内の教育活動に支障ない箇所に設けて下さい。
51	29	第4	2				解体・撤去及び建設工事業務	既存の杭は全て引き抜くのでしょうか。それとも、新設建物に影響しない杭は残置してもよいと理解して宜しいでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問に対する回答No. 68のとおり、建築物などに不要である既存杭は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用を受け、適正に処理する必要があります。
52	29	第4	2				解体・撤去及び建設工事業務	Ⅰ期：「・・・既存南校舎に設置の太陽光発電設備を移設する。」とありますが、どこに移設するかは事業者の提案という認識でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	29	第4	2				解体・撤去及び建設工事業務	グラウンド西側にあります物置3棟（市街化調整区域内の建築物）は、移設もしくは撤去が必要となる場合、本事業外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問の内容	回答	
54	29	第4	2	(1)	ア	(ア)	③	動線の錯綜防止	「重層体育館への上履き動線を、工事の各段階で適切に確保」とありますが、工事期間中は仮設通路にて対応と考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	ご理解のとおりです。
55	30	第4	2	(1)	ア	(ア)	④	動線の錯綜防止	「・・・グラウンドの敷地も一時的に仮設整備・利用してもよい。」とありますが、利用できる面積はどの程度を想定しているのでしょうかご教示下さい。	グラウンドの教育活動に支障ない箇所に、可能な限り少ない面積において、仮設整備・利用の提案をお願いします。なお、学校側での必要駐車台数は、60台程度を想定しています。
56	30	第4	2	(1)	ア	(ウ)		職員用・来客用駐車場	「・・・グラウンド側に仮設及び臨時駐車場を設けてもよい。」とありますが、どの程度の面積を想定していますか。	No. 55の回答をご参照下さい。
57	30	第4	2	(1)	ア	(エ)	④	その他	「工事は原則として・・・年末年始は行わないこと。」とありますが年末年始とは、さいたま市の休日を定める条例に12月29日～1月3日とありますのでこの6日間と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	30	第4	2	(1)	ア	(エ)	⑤	その他	「・・・騒音の出る作業は行わないこと。」とありますが、騒音の出る作業は騒音規制法施行令別表第二の作業との認識でよろしいでしょうか。	試験の実施に影響がでるようなレベルの騒音が出る作業を対象としています。
59	30	第4	2	(1)	ア	(エ)	⑦	その他	「PCB・・・撤去後の保管場所は協議による。」とありますが敷地内との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。移設場所については、要求水準書P28第3-8-(6)-クに記載されている倉庫となります。
60	30	第4	2	(1)	ア	(エ)	⑦	その他	PCBが使用されていた場合、PCBの撤去、保管後の管理は市が行うとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	30	第4	2	(1)	ア	(エ)	⑦	その他	解体前の調査の結果によりPCB使用機器や含有シーリング材が顕在化した場合の対応費用については貴市の負担との理解で宜しいでしょうか。入札前の現地説明会等からでは入札に足る条件が把握できませんので何卒お願い致します。	PCB使用機器や含有シーリング材が顕在化した場合、保管庫までの移設は事業者の業務となります。保管及び処分については、市の負担となります。
62	30	第4	2	(1)	ア	(エ)	⑧	その他	「PCB・・・移設場所については、協議による。」とありますが敷地内との認識でよろしいでしょうか。	No. 59の回答をご参照下さい。
63	30	第4	2	(1)	ア	(エ)	⑧	その他	「PCBの保管場所及び移設場所は協議による」とありますが、危険物保管庫(灯油等)とは別棟と考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	同一棟としています。
64	30	第4	2	(1)	ア	(エ)	⑧	その他	移設場所については、協議による。とございますが、移設場所は要求水準書28ページ第3-8-(6)-クに記載されている倉庫ではないのでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問の内容	回答	
				(1)	ア	(エ)				⑨
65	30	第4	2	(1)	ア	(エ)	⑨	その他	煙突ライニング材684m分撤去とありますが構造が具体的にわかる図面の提示は可能でしょうか。又は再現調査は可能でしょうか。	資料6(既存校舎のR階平面図等)のみとなります。北校舎棟に12箇所、南校舎棟に9箇所あります。現地調査は、事業契約締結後を予定しています。
66	31	第4	2	(2)	ア			近隣調査・準備調査等	近隣調査は、I期とII期にてそれぞれ事前事後調査を行うものと考えてよろしいでしょうか。又その場合、調査を実施する範囲、戸数等の要望があれば、ご教示下さい。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、学校と近隣との関係が良好に保てるよう対応して下さい。
67	31	第4	2	(3)	カ			工事期間中業務	「市は、・・・主要資材等搬入の・・・。」とありますが、主要資材とはどのような物を想定していますか。具体的にご教示下さい。	主要資材とは、建築基準法施行令第1条第1項第3号による「構造耐力上主要な部分」の資材、仕上材(屋根、外壁、内装)、建具等を想定しています。
68	31	第4	2	(3)	キ			工事期間中業務	「事業者は、・・・主要な検査及び試験、隠蔽される部分の工事等が・・・。」とありますが、主要な検査及び試験、隠蔽される部分とはどのような内容の物を想定していますか。具体的にご教示下さい。	主要な検査及び試験については、中間検査、完成検査、機器等の試運転、施工基準(工事標準仕様書)などを満たしているかの確認を想定しています。隠蔽される部分とは、構造部材、設備、天井吊り下地など、建物の性能や安全性等に係る部分を想定しています。
69	32	第4	2	(3)	チ			工事期間中業務	事業者は本事業のイメージアップや情報公開の為ホームページの開設を随時行うこととありますが、これは建設期間中に限り、工事進捗状況や工事の内容などを公開するもので、学校のホームページは別途学校にて行うとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	32	第4	2	(5)	イ	(ア)	①	シックハウス対策の検査	「有機化合物(VOC)等の室内濃度測定を実施し報告する」とありますが、測定実施する要求室があればご教示下さい。	普通教室は各階2教室以上とし、特別教室、管理諸室、給食室、その他室、合宿所においては全室の測定とします。
71	34	第4	3	(1)				什器備品設置に係る要求水準	図書室の書籍の移設について記載が見当たりませんが、対応は貴市にて行うとの理解でよろしいでしょうか。事業者分担とする場合、冊数等をお示しください。	図書室の書籍の移設については、事業者が行う備品等移設業務に含まれます。冊数は、約30,000冊としています。
72	34	第4	3	(2)	ア			情報端末機器設置・システム構築	高校ネットワーク及び市職員ネットワークの2回線、とありますが、さいたま市内の他の小中学校が利用している回線は不要との理解で宜しいでしょうか。	小中学校との回線は市職員ネットワーク回線と共用して利用することになります。

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問の内容	回答
73	34	第4	3	(2)	イ		情報端末機器設置・システム構築	ネットワーク側のセキュリティ基準についてご提示いただけないでしょうか。	市側が調達している高校ネットワークに事業者側で調達するネットワークをつなげる際にセキュリティホールが無いようにすることが基準を満たす趣旨となります。高校ネットワークは、教員が校内業務に利用するネットワークと、教員・生徒が授業において利用するネットワークで、論理的に分断されており、高校ネットワークの校内LAN機器の賃貸借契約事業者と調整の上、上記のネットワークセグメントに対応可能な製品を選定することとなります。セキュリティの設定等の詳細内容については契約後の協議・調整となります。
74	34	第4	3	(2)	イ		情報端末機器設置・システム構築	セキュリティ基準を満たすために、ネットワーク機器（主にスイッチングHUB等を想定）に要求される仕様はあればご開示ください。	市側で調達している高校ネットワークは、教員が校内業務に利用するネットワークと、教員・生徒が授業において利用するネットワークで、論理的に分断されており、高校ネットワークの校内LAN機器の賃貸借契約事業者と調整の上、上記のネットワークセグメントに対応可能な製品を選定することとなります。また、資料16-参考1にあるセキュリティ要件も同時に満たすこととなります。
75	34	第4	3	(2)	エ		情報端末機器設置・システム構築	平成27年9月25日公表の「要求水準書（案）に関する質問・意見に対する回答」NO. 105のご回答でもございましたが、情報端末機器保守管理業務はリース以外でも可とあり、情報システム端末やシステム自体は原則リース方式との理解で宜しいでしょうか。学校PCはリース方式が一般的とも理解しておりますが、調達方法により金額や所有権等も異なるため、「原則」を削除する等で例外なく明示化をお願い致します。	原文のとおりとします。
76	37	第5	5	(3)	ア		業務報告書	特別目的会社の経営、経理に関する事項及び計算書類については、年次報告書提出期限には間に合わないため、6月の月報又は四半期報告書に記載すればよろしいでしょうか。入札説明書38ページ別紙3及び事業契約書案別紙8-3-(2)-ア-(カ)では事業年度終了後3ヶ月以内に市に提出すること。とございます。	特別目的会社の経営、経理に関する事項及び計算書類については、財務書類を指し、毎会計年度終了後3ヶ月以内に市に提出を求めているため、当該記載を修正します。

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問の内容	回答
77	37	第5	5	(3)	ア		業務報告書	維持管理・運営期間にかかる「業務報告書」については、事業契約書案第52条(業務報告書の作成)に規定があり、また別途、同第97条(財務書類の提出)にて“各事業年度の最終日より3ヶ月以内に、会社法(平成17年法律86号)に従った計算書類等(会社法第435条第2項に規定される計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書をいう。)を市に提出する。”と規定され、また事業契約書案P.62の別紙8にも同様の規定があります。要求水準書の本「ア」にある“SPCの経営、経理に関する事項及び計算書類”については、日報、月報及び四半期報告書に記載すること、且つ10日以内に提出することは現実的に不可能ですので、事業契約書案の規定と平仄を合わせ、本「ア」を削除願います。	No.76の回答をご参照下さい。
78	37	第5	5	(3)			業務報告書	(3)の“業務報告書”とは、(1)の“業務実施報告書(日報、月報及び四半期報告書)”及び(2)の“年次報告書”を差しているのでしょうか。(3)の“業務報告書の記載内容”には、日報や月報に記載することや、毎月提出することが、不要又は困難な事項も含まれているものと思われま。事業契約書第52条(業務報告書の作成)、第97条(財務書類の提出)及び別紙8(P.62)の規定に合わせ、要求水準書上の、各報告書等の定義、記載内容、提出期限のそれぞれを整理して頂けないでしょうか。	前段については、(1)の業務実施報告書(日報、月報及び四半期報告書)及び(2)の年次報告書を指します。後段については、(3)にあげられている、業務報告書の記載内容(ア SPCの経営、経理に関する事項及び計算書類は除く。)について、日報、月報、四半期報告書及び年次報告書のそれぞれにおいて適切に記載して下さい。
79	37	第5	7	(1)			総括責任者及び業務責任者	総括責任者と業務責任者は業務担当者の中から選任するという考えでよろしいでしょうか。	総括責任者及び業務責任者と各業務担当者の兼任は認めません。ただし、運営業務(学校給食調理業務)の調理責任者については、業務責任者との兼任を認めます。
80	37	第5	7	(2)	イ		運営業務(学校給食調理業務)	業務責任者と業務担当者の兼任は可能でしょうか。	No.79の回答をご参照下さい。
81	37	第5	7	(2)	イ	(イ)	運営業務(学校給食調理業務)	“調理責任者はSPCの従業員とし、常時1名が給食室に常勤していることとする。”とありますが、運営業務担当者のうち、調理責任者のみSPCの従業員としなければならないのは、どのような理由からでしょうか。	市の栄養士等と業務に係る調整等を行うためです。

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問の内容	回答
82	37	第5	7	(2)	イ	(イ)	運営業務（学校給食調理業務）	“調理責任者はSPCの従業員とし、常時1名が給食室に常勤していることとする。”とありますが、SPCにて従業員を雇用することは、SPCの運営コストアップや業務負荷の増加要因となるため、VFMの低下に繋がります。SPCにて従業員を雇用せずとも、要求される業務の履行や資格要件の充足、サービス水準の維持・向上は可能ですし、その場合にも、貴市に対する業務履行の責任をSPCが負うことは免れません。業務に従事する者の選任、雇用形態等の人材調達手法は、応募者の提案に委ねて頂けないでしょうか。	No. 81の回答をご参照下さい。
83	39	第5	9				負担区分	テレビ受信料（NHK、CATV等）は市負担との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
84	39	第5	9				負担区分	ICT教育で使用する消耗品類（プリンターのトナー、印刷用紙等）は市負担との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
85	39	第5	9				負担区分	大宮西高等学校で使用しているトイレトーパーや水石鹸等衛生消耗品類の内訳、使用量実績をお示し下さい。	トイレトーパーは、3,840ロール／年、石鹸などの衛生消耗品は、約37万円／年です。
86	39	第5	9				負担区分	重層体育館及び部室（西側2棟）の交換用管球は市負担との認識でよろしいでしょうか。事業者負担となる場合は、照明器具の型番、数量、使用されている管球の型番、交換実績がわかる資料をお示し下さい。	前段については、保守業務の範囲であるため、事業者負担です。後段については、既存重層体育館等の図面を平成28年2月15日から、高校教育課窓口にて貸出します。交換実績がわかる資料はありません。
87	39	第5	9				負担区分	各教室や生徒用トイレ、部室横屑籠、職員室等を使用するごみ袋、衛生消耗品類は在庫管理が困難なため市負担としていただけないでしょうか。	ごみ袋については、日常清掃を市が行う箇所は市の負担とし、事業者が清掃等を行う箇所は、事業者負担としています。衛生消耗品類は、事業者負担としています。
88	39	第5	9	(1)			消耗品	生徒が利用する衛生消耗品については事業者の業務対象外との理解で宜しいでしょうか。	No. 87の回答をご参照下さい。
89	39	第5	9	(1)			消耗品	消耗品については事業者負担となっているが、災害他の理由により、一般的な使用量を超える分についても事業者負担となるのか。	社会通念上、一般的かつ合理的な範囲を超えた増減については協議に応じます。
90	40	第5	12	(1)	ア		災害時対応	市の災害対策に必要な支援・協力を実施すること。とございますが、通常の業務範囲を超えて対応が必要になった場合の追加費用については、市の負担との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問の内容	回答
91	40	第5	12	(1)	イ		災害時対応	災害の発生、事後対応は隣接地、近隣の状況も踏まえた適切な判断・対応を実施すること。とございますが、学校施設及び学校敷地の隣接地や近隣への支援も行うということでしょうか。災害時に求められる施設周辺の状況について、事業者は必ずしも情報を持っていないため、事業者の主体的な判断による対応では、地域住民の要望に応えられないことも考えられます。災害の発生、事後対応は市の災害対応に協力すること。としていただけないでしょうか。	「(2)災害事後対応」に示す要求水準を除き、災害の発生、事後対応は市の災害対応に協力することとします。
92	42	第6	1	(3)			業務時間	業務期間は本施設の引渡し日より、とございますが、3月1日からの間違いではないでしょうか。入札説明書5ページ事業スケジュール及び事業契約書案41ページ別紙3事業日程表ではI期所有権移転は平成31年2月末、I期維持管理開始日は平成31年3月からと記載されています。	本施設の引き渡しの翌日からとなります。
93	43	第6	2	(1)			業務の内容	要求水準書43ページ第6-1-(6)維持管理業務に関する用語の定義に基づく大規模修繕は業務範囲には含まれないとの認識でよろしいでしょうか。	事業期間中の大規模修繕は想定していませんが、事業期間内の本施設の機能・性能を維持するために必要となる修繕については、大小問わず事業者の行う業務に含まれています。
94	44	第6	2	(1)			業務の内容	要求水準書43ページ第6-1-(6)維持管理業務に関する用語の定義に基づく大規模修繕は業務範囲には含まれないとの認識でよろしいでしょうか。	No. 93の回答をご参照下さい。
95	44	第6	2	(1)			業務の内容	既存施設から移設する太陽光発電設備、蓄電池は業務対象に含まれるでしょうか。含まれる場合の業務内容は、点検、保守のみとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
96	44	第6	2	(1)			業務の内容	重層体育館の維持管理費用算出のため、設備図面、直近の消防設備点検（総合点検）結果報告書、建築設備点検報告書をご提示いただけないでしょうか。	既存重層体育館等の図面を、平成28年2月15日から、高校教育課窓口にて貸出します。消防用設備等点検結果報告書、建築設備等定期検査報告書について、高校教育課窓口にて配布します。
97	44	第6	2	(1)			業務の内容	重層体育館保体講義室に設置されているエアコンの現在行っている保守・点検がありましたら内容をお示ください。	重層体育館のエアコンは、リースで設置しています。
98	44	第6	2	(1)			業務の内容	重層体育館に設置されているプロパンガスを利用している設備をお示ください。また、その設備の現在行っている保守・点検がありましたら、その内容もお示ください。	重層体育館のガス器具（空調除く）については、すべてプロパンガスを使用しています。最近の保守・点検の記録はございません。

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問の内容	回答
99	44	第6	2	(2)	ア		構造物の保守管理の要求水準	建物と周辺地盤との相対的な浮上・沈下の確認方法は、目視による確認と、さいたま市水準基標等の公表資料を基に確認し、建物廻りの点検を必要に応じて行うという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
100	44	第6	2	(3)	エ		各部位の保守管理の要求水準	運営業務（学校給食調理業務）に支障を来さない範囲であれば、通行の安全が確保されていれば一時的に建物内外の通行等を妨げても問題はないとの認識でよろしいでしょうか。	通常の教育活動に支障を来さない範囲であれば、ご理解のとおりです。
101	45	第6	3	(2)	オ	(7)	その他の留意事項	建築基準法第12条第2項及び4項の規定に基づく点検についての実施周期等については、法令の定めるところではなく、要求水準を優先するという理解で宜しいか。	建築基準法の点検は法令に定める周期で行い、定期点検の周期は要求水準書に記載のとおりとしています。
102	45	第6	4	(1)			業務の内容	要求水準書43ページ第6-1-(6)維持管理業務に関する用語の定義に基づく大規模修繕は業務範囲には含まれないとの認識でよろしいでしょうか。	No. 93の回答をご参照下さい。
103	45	第6	4	(2)	エ		要求水準	運営業務（学校給食調理業務）に支障を来さない範囲であれば、通行の安全が確保されていれば外構施設の点検・保守等により一時的に敷地内の通行等を妨げても問題はないとの認識でよろしいでしょうか。	通常の教育活動に支障を来さない範囲であれば、ご理解のとおりです。
104	46	第6	5	(1)			業務の内容	学校敷地内における植栽が対象とあるが、事業期間中に中高木の増減が発生した場合、どのような取扱いとなるのかご教示ください。	社会通念上、一般的かつ合理的な範囲を超えた増減については協議に応じます。
105	46	第6	5	(2)			要求水準	事業者が剪定・除草した植栽等の枝葉草の処分はどちらの負担で行うかご教示ください。	市で処分を行います。
106	46	第6	6	(2)	ア	(イ)	建物内清掃	低高所含めた細部まで、目に見える埃、土、砂、汚れがない状態を維持することは極めて難しく、相当な費用が必要と考えますが、一般的に利用者に不快を与えない美観の維持と考えて差支えないか。	快適な空間を保つ美観の維持とします。
107	46	第6	6	(2)	ア	(エ)	建物内清掃	定期清掃の対象は資料15に記載の床清掃・ガラス清掃という理解で宜しいか。	ご理解のとおりですが、事業者の追加提案を妨げません。
108	46	第6	6	(2)	ア	(エ)	建物内清掃	定期清掃時に各諸室で床清掃の妨げとなるような什器備品・物品等がある場合、簡易に移動できるものを除き床面清掃を行うことで差支えないか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問の内容	回答
109	46	第6	6	(2)	ア	(オ)	建物内清掃	特別清掃の具体的な作業対象の考え方についてご教示いただけませんか。(例)天井照明器具、給排気口を中心とした高所部の清掃を主とし、ソファークリーニング、ブラインド清掃、石材研磨・しみ抜き等は対象としない。	本事業で整備したものについて、美観の維持、快適な空間を保つために必要な作業となります。天井照明器具、給排気口を中心とした高所部の清掃等を想定していますが、事業者の追加提案を妨げません。具体的な作業については、事業者の提案に委ねます。
110	46	第6	6	(2)	イ		外構清掃	現在部室脇に設置されている屑籠(現地見学会で配布された校舎配置図の部室⑦の北側階段下に設置されていたもえるごみ、ペットボトル、缶の3種類の屑籠)のごみ回収は事業者の業務範囲外との認識でよろしいでしょうか。	現在ある屑籠は、学校で設置し、生徒が回収しているため、市が回収を行うことを基本とします。
111	47	第6	7	(2)	ア		要求水準	空気環境の管理については、7頁記載法令のビル管法並びに学校環境衛生基準に定められた測定を実施し報告するという理解で差支えないか。	ご理解のとおりです。
112	47	第6	8	(1)			業務の内容	重層体育館、部室(西側2棟)は事業者による機械警備の対象でしょうか。また、この場合、現在設置されている機械警備機器はそのまま利用できるでしょうか。	重層体育館等も機械警備の対象となります。現在設置されている機械警備機器の継続利用はできません。
113	47	第6	8	(1)			業務の内容	現在南校舎棟玄関と重層体育館玄関にAEDが設置されていますが、AEDは引き続き市が設置し、事業者側で設置する必要は無いとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
114	47	第6	8	(2)	イ	(ウ)	警備方法	事業者の責めに帰さない理由で機械警備が作動しない場合は、機器が作動を再開するまでの間、警備員による人的警備等の方法で施設を監視するものとする。とございますが、臨時で警備員を配置し施設の監視を行う等の対策をとった場合の費用については市の負担との認識でよろしいでしょうか。	事業者の責めに帰さないことが合理的に認められる場合には、市の負担とします。
115	47	第6	8	(2)	イ	(ウ)	警備方法	事業者の責めに帰さない理由で機械警備が作動しない場合は、機器が作動を再開するまでの間、警備員による人的警備等の方法で施設を監視するものとする。とございますが、この場合には、巡回警備を継続していれば、これ以外の対応は必要ないとの認識でよろしいでしょうか。	警備業務の要求水準を満たす対応を実施して下さい。
116	47	第6	8	(2)	ウ	(ア)	機械警備	外部に面した室とは1階部分の室と考えてよろしいでしょうか。	外部に面した室すべてとなるため、2階以上の室も対象となります。
117	47	第6	8	(2)	ウ		機械警備	重層体育館は既存施設を継続して使用するとなっています。同館の機械警備は整備施設と接続することでよろしいでしょうか。	現在設置されている機械警備機器の継続利用はできないため、新設し接続して下さい。

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問の内容	回答
118	48	第6	9	(1)			業務の内容	什器備品の清掃が業務内容にあります。清掃業務との違いについてご教示ください。また、日常的な清掃が必要な場合、資料15の詳細仕様についてご教示ください。	什器備品の点検にあたり、適宜実施するものです。清掃業務にあたる者が実施しても支障ありません。
119	48	第6	9	(1)			業務の内容	資料12のうち、黒板や実験台等の建物に固定される什器等が対象とされていますが、固定の定義を詳しくご教示ください。(例)天井吊り下げ固定されているテレビは対象外、転倒防止のため固定したロッカーは対象外等	「固定」とは、動かないようにしているのものです。ただし、転倒防止のために固定したものを除きます。なお、例示されているものは、対象とします。
120	48	第6	9	(1)			業務の内容	什器備品の更新は業務対象外との認識でよろしいでしょうか。	黒板や実験台等の建物に固定される什器等については、更新の対象となります。
121	48	第6	9	(2)	オ		要求水準	「備品台帳」に記載する対象は、黒板や実験台等の建物に固定される什器等ということでしょうか。	建物に固定される什器は、原則として「備品台帳」に記載せず、建物に固定されない什器備品が記載の対象となります。
122	48	第6	10	(1)			業務の内容	現大宮西高等学校において、3名で業務を行っているとのことですが、1日あたり3名が常駐しているという理解でしょうか。	ご理解のとおりです。
123	48	第6	10	(1)			業務の内容	現大宮西高等学校においては、3名で業務を行っている。とございますが、現状の勤務シフト(1日あたりの勤務人数及び総人数)、業務分担、1日の業務の流れ等がわかる資料をご提示いただけないでしょうか。また、現大宮西高等学校での業務を処理するのに3名は最低限必要ということでしょうか。	現状は3名で業務を行っており、基本的に2名は屋外、1名は事務室で業務を行っています。業務の流れ等がわかる資料はございません。現大宮西高等学校においては、3名で業務を行っていません。
124	48	第6	10	(1)			業務の内容	現大宮西高等学校においては、3名で業務を行っている。とございますが、現状想定している業務分担がございましたらお示しいただけないでしょうか。	No.123の回答をご参照下さい。
125	48	第6	10	(2)			用務員業務	休憩時間に関しては、取得時間帯の指定はないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
126	49	第6	10	(2)	エ		業務内容	49頁記載の業務は、現在実施されている用務員の業務と同様であるかご教示ください。また異なる場合はその相違点についてもご教示ください。	基本的に同様の業務です。
127	49	第6	10	(2)	エ		廃棄物処分費の負担	用務員の作業によって、発生・収集等がされた要処分物の費用負担は市であるという理解で差支えないか。	ご理解のとおりです。
128	49	第6	10	(2)	エ	①	校内の環境整備及び緑化推進	①校内の環境整備及び緑化推進のうち、ゴミの収集・整理はごみ置き場及び事業者の日常清掃範囲のみが対象でしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問の内容	回答
129	49	第6	10	(2)	エ	①	備品・消耗品の整理及び記録	ここに定める備品・消耗品とは何を指すかご教示ください。	用務員業務で使用する備品・消耗品としています。
130	49	第6	10	(2)	エ	②	開錠業務	開錠業務は(2)アに定める用務員勤務時間内であるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
131	49	第6	10	(2)	エ	③	校舎内外の清掃及び除草、植木の管理(3m以上の高木を除く。)	③校舎内外の清掃及び除草、植木の管理(3m以上の高木を除く。)のうち、トイレ清掃は、職員用、来賓用トイレが対象で、生徒用トイレの仕上げ清掃等は業務対象外との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
132	49	第6	10	(2)	エ	③	校舎内外の清掃及び除草、植木の管理(3m以上の高木を除く。)	生徒用トイレで使用する衛生消耗品類の補充も生徒が行うのでしょうか。この場合、在庫管理が困難なため生徒用トイレの衛生消耗品類は市負担としていただけないでしょうか。	衛生消耗品類の補充については、事業者が行い、事業者負担としています。
133	49	第6	10	(2)	エ	③	清掃	校舎内のワックスがけについては清掃業務の定期清掃で実施することで差支えないか。	ご理解のとおりですが、事業者の追加提案を妨げません。
134	49	第6	10	(2)	エ	③	清掃	トイレ清掃とは資料15に事業者で日常清掃を実施することとされている職員トイレという理解で差支えないか。	ご理解のとおりです。
135	49	第6	10	(2)	エ	③	植栽剪定	3m未満の植栽剪定が業務にあるが、これは事業者の判断で状況に応じ、植栽管理業務で実施すること判断しても差支えないか。	ご理解のとおりです。
136	49	第6	10	(2)	エ	③	校舎内の塵芥収集	塵芥収集の対象は何処となるかご教示ください。	事業者が日常清掃を行う箇所となります。
137	49	第6	10	(2)	エ	⑦	学校行事の準備	学校行事とは資料14にある現在の行事を参考とし、作業日数・時間等を見積ことで差支えないか。	ご理解のとおりです。
138	49	第6	10	(2)	エ	⑦	学校行事の準備	記載の校舎整備・清掃の作業内容について具体的にご教示ください。また、その作業のうち作業量が多く、教職員・生徒等の協力が得られない業務についてもご教示ください。	校舎整備・清掃は、校舎・重層体育館の床清掃、ゴミ収集、植栽剪定などとなります。業務時間内に学校行事の準備を行えば足りる業務量を想定しています。
139	49	第6	10	(2)	エ	⑦	学校行事の準備	駐車場案内板や催し案内の作成は市が行うとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
140	49	第6	10	(2)	エ	⑧	窓口・電話対応について	窓口・電話対応については48頁10(2)記載の勤務時間中(休憩時間を除く)原則的に事務室に常駐が必要な業務となるのかご教示ください。	常駐は不要ですが、少なくとも1名は事務室での業務を基本と想定しています。時間帯は、用務員業務の時間内となります。

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問の内容	回答
141	49	第6	10	(2)	エ	⑧	窓口・電話対応業務	事務室での窓口一般、外線電話の取次ぎ、来客者への湯茶の接待業務を行うということは、少なくとも1名は事務室に常駐する必要があるということでしょうか。この場合、事務室での勤務が必要となる時間帯をお示してください。	No. 140の回答をご参照下さい。
142	49	第6	10	(2)	エ	⑧	窓口・電話対応業務	証明書発行業務における本人確認も事業者の業務に含まれるでしょうか。	市が行う業務であるため、用務員の業務には含まれません。
143	49	第6	10	(2)	エ	⑧	窓口・電話対応業務	学割、卒業証明書等の証明書発行依頼が集中する時期はあるでしょうか（夏休み前、春休み前等）。集中する時期がある場合、用務員を一時的に増員する等の対応は必要でしょうか。増員対応の実績がありましたら、人数、日数等をお示してください。	集中する時期はありますが、増員せずに対応可能な業務量を想定しております。なお、増員等の実績はありません。
144	49	第6	10	(2)	エ	⑨	各種集計業務の補助	「補助」の定義についてご教示ください。	市が主で行う業務について、集計や事務作業の「補助」となります。
145	49	第6	10	(2)	エ	⑨	各種集計業務の補助	切手受払簿の集計等と業務内容に一例記載がありますが、集計業務補助の主要な業務という理解で宜しいでしょうか。	一例として記載しており、市が行う事務作業の「補助」となります。
146	49	第6	10	(2)	エ	⑨	各種集計業務の補助	公衆電話内の現金回収、保管等は用務員業務に含まれるでしょうか。	含まれていません。
147	49	第6	10	(2)	エ	⑨	各種集計業務の補助	切手の購入、払い出し等切手を直接取り扱う業務は含まれるでしょうか。	市が行う業務であるため、用務員の業務には含まれません。
148	49	第6	10	(2)	エ	⑩	上記業務に類すること	用務員が、現金、有価証券を直接取り扱う業務はあるでしょうか。	市が行う業務であるため、用務員の業務には含まれません。
149	50	第6	11	(2)	ア		要求水準	リースにより調達された情報端末機器については、施設引渡時及び事業期間中の更新時において、貴市への所有権移転の対象外であり、また事業期間終了時にも貴市へ所有権は移転しない（リース対象機器は事業者側で引き揚げる）、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
150	50	第6	11	(2)	ア		要求水準	更新時に発生するデータ消去費や撤去費も当該費用に含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問の内容	回答
151	50	第6	12	(1)			業務の内容	修繕計画に基づいて、施設全体の修繕を実施すること。とございますが、通常想定される修繕が修繕計画に盛り込まれているのであれば、計画した修繕以外は業務対象外（必要が生じた場合の費用は市負担）ということでしょうか。	事業期間内の本施設の機能・性能を維持するために必要となる修繕の実施を求めているため、要求水準書に示す機能・性能を維持できない場合には、修繕計画に記載のない修繕も行って下さい。
152	50	第6	12	(1)			業務の内容	生徒が壊したのものや、加害者が特定できない本施設の破損の修繕費用は市負担との認識でよろしいでしょうか。	生徒及び職員等の施設利用者の責めに帰すべき事由の場合、事業者が善良なる管理者の注意義務を果たしている場合に限り、市の負担です。
153	52	第7	2	(2)			業務実施時間及び給食時間	業務の実施時間は午前7時30分から午後4時50分までを原則とするとありますが、開始時間を早めることは可能でしょうか。	学校給食調理業務に支障がなければ、学校長と協議のうえ変更可能です。
154	52	第7	2	(2)			業務実施時間及び給食時間	業務の実施時間は午前7時30分から午後4時50分までを原則とするとありますが、食材納品時間は午前7時30分以降ということでしょうか。	原則としては、ご理解のとおりですが、業務の実施時間及び食材の納品時間は、学校長（栄養士）と協議のうえ変更可能です。
155	53	第7	2	(4)	イ		アレルギー対応食の提供	提供食数は1日最大食数の1.5%程度との記述ですが、10食最大との想定でよろしいでしょうか。	想定では最大10食程度となります。1.5%程度の食数を超過する場合には、都度協議します。
156	53	第7	2	(4)	イ		アレルギー対応食の提供	アレルギー対応食は、1日最大食数の1.5%程度とし、調理を行うとありますが、1.5%を大幅に上回った場合は運営金額を考慮いただけますでしょうか。	No. 155の回答をご参照下さい。
157	53	第7	2	(4)	イ		アレルギー対応食の提供	アレルゲンの種類の想定はございますか。	主に特定原材料及び特定原材料に準ずる食品（27品目）が想定されますが、医師の診断及び指示に基づくアレルゲンも含まれます。
158	54	第7	2	(4)	オ	(ア)	施設設備器具等の使用	市が貸与する什器備品等とは何になりますか。	事業者が給食調理業務で調達し、市の所有物とする調理設備、調理器具等です。
159	58	第7	2	(6)	エ	(エ)	配缶、運搬及び回収	牛乳パックの空箱は回収後、ビニール袋に入れるとありますが、ビニール袋は指定品がありますか。	ビニール袋に指定品はありません。
160	59	第7	2	(6)	ク		食育支援	事業者は、市と協力して、市の食育推進活動に貢献するよう努めることとありますが、想定されている支援があればご教示ください。	学校長（栄養士）との協議となりますが、給食集会への参加、教科との連携（食材の皮むき・マナー教室等の指導、給食室インタビュー）等の支援を想定しています。
161	59	第7	2	(6)	ケ	(ウ)	その他	研修を学期に1回実施し、資質の向上とありますが、研修は運営企業が実施するということが宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問の内容	回答
				(6)	ケ	(エ)			
162	60	第7	2	(6)			緊急時の対応等	災害時等で、市が緊急的に本施設を使用する場合、その運営について可能な限り協力することとありますが、想定されている協力があればご教示ください。	学校が避難所として使用された場合、避難住民等への炊き出しの協力を想定しています。
163	61	第8	3	(3)			行政財産の使用	「自動販売機運営に係る面積の使用料については、44万円/年・台（1.2㎡程度）とする。」とありますが、「44千円/年・台」の間違えではないでしょうか。	44万円/年・台（1.2㎡程度）で間違いありません。
164	61	第8	3	(3)			行政財産の使用	自動販売機の使用料について44万円/年・台（1.2㎡）とありますが、44千円ではないでしょうか。	No. 163の回答をご参照下さい。
165	61	第8	3	(3)			行政財産の使用	「自動販売機運営に係る面積の使用料については、44万円/年・台（1.2㎡程度）とする。」とありますが、これには容器回収箱も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
166	61	第8	3	(3)			行政財産の使用	「自動販売機運営に係る面積の使用料については、44万円/年・台（1.2㎡程度）とする。」とありますが、毎年度一律44万円/年・台ではないとの理解でよろしいでしょうか。また毎年度一律44万円/年・台でないのであれば、各年度の行政財産使用料をご教示ください。	毎年度一律44万円/年・台です。
167	61	第8	3	(3)			行政財産の使用	自動販売機運営に係る使用料については提示の金額で事業期間固定との理解で宜しいでしょうか。	No. 166の回答をご参照下さい。
168	61	第8	3	(3)			行政財産の使用	自動販売機の使用料は44万円/年・台とありますが、要求水準書（案）に関する質問への回答No. 128の売上本数から算出したところ、採算が厳しいと考えます。使用料の値下げ協議は可能でしょうか。	使用料の値下げは行いません。
169	61	第8	3	(3)			行政財産の使用	「自動販売機運営に係る面積の使用料については、44万円/年・台（1.2㎡程度）とする。」とありますが、生徒数が平成36年度まで推移致します。要求水準書にある行政財産使用料だと、赤字となるため、要求水準書にある自動販売機の設置台数2台の設置時期について事業者の提案としていただけないでしょうか。	平成32年度及び33年度については1台以上、平成31年度及び平成34年度以降は、2台以上の設置とします。
170	62	第8	5	(1)			自動販売機運営の要求水準	前期課程の生徒のみが在籍する期間は自動販売機の利用者数が少ないため、後期課程の開始迄、自動販売機の設置を事業者提案としてよろしいでしょうか。	No. 169の回答をご参照下さい。

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
171		資料1			地盤調査報告書	公表された地盤調査報告書では支持層の確認が出来ません。「埼玉県地質地盤資料集（埼玉県環境科学国際センター発行）」の近隣ボーリングデータを参考として宜しいでしょうか。	事業者の責任のもとに参考とすることは可能です。
172	2	資料3			インフラ関係現況図 上水道管理設図	上水道管理設図にグラウンド内に撤去対象物とありますが本工事での撤去の計画でしょうか、またその場合撤去内容及び深さや断面形状をお教えてください。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、本管から敷地内の管の撤去とし、敷地内の深さは50cm程度、PP管20φ（西側、約45m）、25φ（東側、約43m）です。
173		資料4			特別教室	「技術科室」特記事項に「敷地内に農園や温室などの施設を設置する」と記載がありますが大きさなど自由な提案として宜しいでしょうか。	農園や温室などは、市が設置します。資料4の該当箇所を削除します。
174		資料4			諸室諸元表	前後期のパソコン準備室に管理サーバが書かれていますが、いずれか一方に設置すればよいと考えてよろしいでしょうか。	一方のみサーバを設置する場合には前後期の校舎を含め、サーバとしての機能・容量を満たすことが条件となります。
175		資料4			諸室諸元表	普通教室の特記事項に、スライド式の扉にする、とありますが前と後ろの出入口をスライド式の扉にするということでしょうか。もしくは教室と廊下の上に壁は設けずすべてを扉にするということでしょうか。	設ける扉は、スライド式とする意味です。開口部以外の箇所は、壁を設けて下さい。
176		資料4			諸室諸元表	生徒数1クラス40人とありますが資料4諸室諸元表では最大使用人数は42人となっています。2名は教員と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
177	1	資料4			諸室諸元表 コンピュータ室 (前期校舎・後期校舎 共通)	特記事項「※PCはノート型やタブレット型を想定している。」とありますが、資料16（その3仕様一覧）においては、デスクトップパソコンとあります。どちらが正しい要求仕様でしょうか。	コンピュータ室について、2in1パソコンを想定しています。資料16（その1共通機器及びその3仕様一覧）を修正します。
178	3	資料4			諸室諸元表 ガス供給	給食室の特記事項に設備の一部はLPガスを使用すると記載がありますが、この一部とは資料11のガス回転釜プロパンバーナーのみと考えて宜しいですか？ また、上記以外は、都市ガス供給と考えて宜しいですか？	ご理解のとおりです。なお、LPガス設備は、定期的の使用等を行うことにより、災害時に使用できるように維持して下さい。
179	1 5 4	資料4			諸室諸元表 水道設備	特別教室の各準備室に水道設備が必要と記載がありますが、一部を除き供給衛生器具の記載がありません。基本は流し台と考えて宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
180	1 4	資料4			諸室諸元表 水道設備	司書室、さわやか相談室、用務員室、執務室・資料室、進路指導室等の水道設備の供給先は手洗器と考えて宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
181	2 4	資料4			諸室諸元表 水道設備	廊下の水道設備は、教室付近等に手洗器を設置すると考えて宜しいですか？	ご理解のとおりです。
182	1 4	資料4			諸室諸元表 給湯設備	給湯設備が必要なのは、諸元表のその他、特記事項欄の部分に記載のある室のみと考えて宜しいですか？	ご理解のとおりです。
183	1 4	資料4			諸室諸元表 給湯設備	給湯設備は全て雑湯用とし、飲用は不要と考えて宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
184	2 4	資料4			諸室諸元表 空調設備	廊下（前期校舎）は水道設備必要・空調設備不要となっており、廊下（後期校舎）は水道設備不要・空調設備必要となっておりますが、記載の通りと言う理解で宜しいですか。	廊下（後期校舎）は、廊下（前期校舎）と同様に、水道設備必要・空調設備不要に修正します。
185	1 3	資料4			諸室諸元表 換気設備	第1理科室、第2理科室に設置のドラフト（ドラフトチャンバー）は、資料12 什器備品等一覧表では、準備室にあります。 ①これは、資料4諸室諸元表にある「各理科室に1台ずつ設置」ではなく資料12のとおり準備室で宜しいのでしょうか。 ②また、その仕様は、資料12の化学室にあるドラフト（ドラフトチャンバー）と同様と考えて宜しいですか。	ドラフト（ドラフトチャンバー）等の安全装置については、後期課程校舎の化学室に設置とし、第1理科室、第2理科室には設置不要とするため、資料4及び資料12を修正します。
186		資料5			現況敷地図	雨水管理設の図面がありますが、既存雨水管を利用して排水路に雨水放流する計画と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。排水接続について、北部建設事務所 下水道管理課と協議が必要となります。
187		資料5			現況敷地図	敷地測量図（平面測量（座標リスト入）・高低測量・真北測量）のデータ（dxf又はdwg）をいただけないでしょうか。	測量図のデータ（dxf,SFC）について、平成28年2月15日から高校教育課窓口にて貸出します。
188		資料5			現況敷地図	確定測量図と理解して宜しいでしょうか。（道路境界査定等）	ご理解のとおりです。
189		資料5			既存建物位置	既存建物（重層体育館、南校舎棟、北校舎棟、部室：西側2棟）の正確な位置がわかる測量図データを頂けないでしょうか。	測量図のデータ（dxf,SFC）について、平成28年2月15日から、高校教育課窓口にて貸出します。

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
190	1	資料10			建築工事係る提出書類	工事着手時の提出書類に「使用資材通知書」「各工種別施工計画書」とありますがこれらの提出は各工種の着工前と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
191	1	資料10			建築工事係る提出書類	完了図において撤去図とありますが計画された撤去対象のうち何らかの理由で残置したものを記載したものと考えるとよろしいでしょうか。	撤去すべきものについて、市の承諾を得て残置したものは、撤去図に記載して下さい。
192		資料12			什器備品等一覧表 什器備品	『食堂兼合宿所の什器備品を移設する』とありますが、資料12什器備品等一覧表には新たな合宿所に移設すべき什器備品がありません。 ①よって、移設ではなく撤去するという事でしょうか。 ②撤去の場合、記念品同様記録保存は必要なのでしょうか。	No. 48の回答をご参照下さい。
193		資料12			什器備品等一覧表	什器備品等一覧表には、書籍、書類等の移設に関する記載が見当たりませんが、対応は貴市にて行うとの理解でよろしいでしょうか。	書籍・書類等の移設は、備品等移設業務に含まれます。
194		資料12			什器備品等一覧表 什器備品	①当該什器備品等一覧表に移設とあるものは、既存施設における教室等から新規施設の同名の教室等へ移設するという理解で宜しいでしょうか。 ②それ以外の既存施設の什器備品については事業者にて撤去することよろしいでしょうか。またその場合記録保存は必要でしょうか。 ③あるいは既存建物内の什器備品等については、「廃掃法」に基づき発注者（市）で撤去処分頂けると考えて宜しいでしょうか？	前段については、ご理解のとおりです。 中段及び後段については、撤去は市が行うため、敷地内の指定した場所までの移設は事業者の業務となります。通常の什器備品の撤去については、記録保存の必要はありません。
195	1	資料12			什器備品等一覧表 全般	パソコン・プリンター等の情報機器端末の品名で移設対象となっている項目に関し、移設までを事業の業務範囲との理解で宜しいでしょうか。 また、移設先は什器備品一覧表の諸室に移設するとの理解で宜しいでしょうか。	前段については、移設後の設置までが業務範囲となります。ただし、新設の機器設置により既存機器が設置不要になる場合には予備品としての移設のみとなります。後段については、ご理解のとおりです。
196	19 ・ 20	資料12			什器備品等一覧表 図書室・司書室	PC、図書館システム、サーバ機、プリンターが移設対象となっておりますが、資料16においては新設対象となっております。どちらが正しい要求仕様でしょうか。	資料16により機器を新設することになります。ただし、新設の機器設置により既存機器が設置不要になる場合には予備品としての移設のみとなります。
197	19 ・ 20	資料12			什器備品等一覧表 図書室・司書室	図書館システム等が新設の場合、蔵書データの移行はPFI事業範囲となりますでしょうか。また市内中学校との蔵書データの横断検索機能は必要でしょうか。	蔵書データの移行もPFI事業範囲となります。市内中学校との蔵書データの横断検索機能を必要とします。

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
198		資料12、16			テレビモニタ	資料12にテレビモニタの記載がありますが型番からチューナー搭載型でないため、資料16の情報端末機器と連結するものであると解釈して良いですか。	ご理解のとおりです。
199	1	資料13			工程計画イメージ図	グラウンド内に「必要に応じ駐車場等を仮設」とありますがこの駐車場は職員、来校者、工事関係者の駐車場と考えてよろしいでしょうか。またおおよその台数をご教授ください。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、No. 55の回答をご参照下さい。
200	1	資料13			工程計画イメージ図	現況生徒の体育館への導線は屋根付き上履きと思われるのですが1期工事期間中も同様な配慮を行うとの考えでしょうか。	ご理解のとおりです。
201		資料13			工程計画イメージ図 駐車場	資料13工程計画イメージのステップ2～ステップ4でグラウンドの北東側に「必要に応じ駐車場等を仮設」とありますが、仮設の範囲の上限はございますでしょうか。また駐車場として使用する場合の出入り口は、グラウンド北側の門扉からと考えてよろしいでしょうか。	前段については、上限はありませんが、グラウンドの教育活動に支障ない箇所に、できるだけ少ない面積での提案をお願いします。後段については、利用等に支障がなければ、グラウンド西（北）側の門扉を利用することも可能です。
202		資料13			工程計画イメージ図 ステップ3	I期完了引渡し時からII期着工時の間、仮設事務所を残置しておいても宜しいでしょうか。	学校教育活動に支障がなく、工事を施工するために設ける事務所であれば、残置可能です。
203		資料16			情報端末機器・システム その3仕様一覧	参考機種が記載されておりますが、同等のスペック水準を充たすことを前提として、メーカー等は事業者提案との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
204	1	資料16			情報端末機器・システム	プロジェクターに関して（その3仕様一覧）の仕様から、壁面もしくは天井吊り用の金具にての設置となると思われませんが、固定設置やケーブル配線・投影方法に関する要求仕様はございますでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
205	1	資料16			参考1 情報端末機器等	ウ・ア・イで必要なプリンタを設置すること。とありますが、プリンタのトナーや定期交換部品等の消耗品は、本事業の経費に含まれるでしょうか。	No. 84の回答をご参照下さい。
206	1	資料16			参考1 情報セキュリティ等	資産管理システムのクライアントソフトとは、（その3仕様一覧）資料のOptimal BIZ を指すものとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
207	1	資料16			参考1 情報セキュリティ等	環境復元ソフトとは、（その3仕様一覧）資料の瞬快並 を指すものとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問の内容	回答
208	1	資料16					参考2 情報端末・システム構築についての事業対象【イメージ図】	点線がPFI事業対象とのことですが、生徒用LANのHUBのみ点線で囲われておりますので、上記HUBのみ事業対象との認識でしょうか。	パソコン教室等の諸室内の機能として必要となるネットワーク機器及び関連機器一式が事業対象となります。
209	12	資料17	5	(1)	イ		給食室の給水方式	給食室の給水方式は、直結給水または、直結増圧給水を基本とすると記載がありますが、受水槽＋加圧給水ポンプとする考え方も宜しいでしょうか？	直結給水又は、直結増圧給水として下さい。
210	18	資料17	5	(19)			収納詳細図	食器・食缶・調理器具等を収納した詳細図は落札者が基本設計等で提出するということでしょうか。それとも提案書に記載するのでしょうか。提案書に記載する場合には、記載様式も合わせてご教示下さい。	基本設計時には提出が必要ですが、提案書への記載の有無は事業者の提案に委ねます。記載する場合の様式は6-5又は8-6にお願いします。
211	20	資料17	6				食器・食缶・主な調理器具等	食器・食缶・主な調理器具等の初期調達及び入替・更新は、貴市の業務範囲ですか。事業者の業務範囲ですか。事業者の業務範囲の場合、記載されている寸法は製造メーカーを限定されてしまいます。記載されている寸法に極力近い品物でご提案させて頂けるという解釈でよろしいですか。	前段については、事業者の業務範囲となります。なお、事業者の責めに帰さない理由による食器・食缶の更新は、市の負担で行います。後段については、同等品であれば、特に問題ありません。

■様式集に関する質問に対する回答(その2)

No.	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問の内容	回答
1	1	第1	1	(3)	イ		書式等	様式の余白は上下左右に20mm程度の余白を設定すれば、枠線は不要としてもよろしいでしょうか。	可とします。
2	1	第1	1	(3)	ウ		書式等	提出書類に関するお示しいただいた各様式について、枠線の表示や枠の大きさ、線の太さは適宜、設定して差し支えないでしょうか。	可とします。
3	1	第1	1	(3)	エ		提案書の枚数	各提案書の枚数は指定された最大枚数に収めることとありますが、提案上の内容を証明するための関心表明書等の添付書類は認めて頂けるのでしょうか。	可とします。
4	3	第2	4	(4)	ア		会社名対応表	『「設計図書」及び「業務提案書」は、正本・副本とも、構成員・協力会社についてのみ設計企業A、建設企業B等に置き換えるものとし、その対応表(様式5-1)をそれぞれの正本の最初のページに綴じ込むこと。』とありますが、それぞれとは、「設計図書」及び「業務提案書」を指すとの理解でよろしいでしょうか。「設計図書」に「設計企業A、建設企業B等」を記述する箇所はないと理解します。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、構成員・協力会社の名称を使用する場合には、「設計企業A、建設企業B等」と置き換えて下さい。
5	4	第2	4	(4)	オ		提案書の電子データ	提案書の電子データのうち業務提案書のワード様式で指定されている様式についてはコピーや切り取りなどの作業が可能な状態にしておけばPDFなどにより提出しても宜しいでしょうか。	ワード様式で指定されている様式については、可能な限りワード形式として下さい。ワード形式以外のファイルで作成した場合は、コピーや切り取りが可能な状態のPDFなどによる提出も可とします。
6	30	第3					様式6-〇 A3 共通 設計図書	(様式6-4) 配置計画、(様式6-5) 各階平面図、(様式6-6) 立面図、(様式6-7) 断面図において、図面に着色しても宜しいでしょうか。また、コメントの記入等しても宜しいでしょうか。	可とします。
7	42	第3					様式9-6 維持管理業務費内訳書	情報端末機器のリース料は1.人件費⑨情報端末機器保守管理業務及び2.委託費⑨情報端末機器保守管理業務に含まれるのでしょうか。	「5. その他費用」に項目を追加して提案して下さい。
8	43	第3					様式10-3 運営業務費内訳書	平成33年度以降年間費用は、各年度により金額が異なる場合、平均値を記載するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。また、支払いについても、各支払回において均等額となります。

■基本協定書(案)に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	3	第5条	2項	(3)	事業予定者の株主	SPCに対して融資を行う金融機関等を担保権者として、SPCの株式に担保設定を行うことについては、貴市のご承諾は頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	担保権設定契約の内容を確認の上、承諾の可否を検討します。
2	5	第10条	1項		違約金	契約金額となるべき金額には消費税は含まれるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	5	第10条	2項		違約金	事業契約上の違約金支払いに加えて、基本協定書の本条項に基づく違約金支払というのは、過度な負担ではないでしょうか。次項に損害賠償の規定もありますので、本項は削除願えないでしょうか。	違約金の根拠がそれぞれ異なるため原案のとおりとします。なお、市が不合理な違約金支払い請求を行うことはありません。
4	6	第11条	3項		秘密保持	“前項の場合において、乙は～”とありますが、前項は甲及び乙の双方を主体とした規定ですので、“前項の場合において、甲及び乙は～”となりませんかでしょうか。	基本協定書において修正します。
5	9	別紙2	前文		前文の解釈について	前文の2行目冒頭にある「平成●年●月●日付で」の直後に『締結された』が必要かと思われます。そのような解釈で宜しいでしょうか。	ご指摘のとおりです。基本協定書において修正します。

■事業契約書(案)に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	1	第3条	2項		解釈及び適用	落札後における貴市及び事業者間による協議により確認された事項に関する記載が御座いませんが、本事業契約と同等又はそれよりも優先されてしかるべき位置付けとありますが、お考えをお示し頂けないでしょうか。	落札後における市及び事業者間の協議により確認された事項は、その協議において事業契約書と異なる合意はしません。なお、事業契約書と異なる合意があった場合には事業契約書が優先されます。
2	1	第3条	2項		解釈及び適用	実施方針公表時点における実施方針及び要求水準書(案)でご回答頂けている内容についても、ご回答主旨が変わらず入札説明書の次に正であるという理解で宜しいでしょうか？ 貴市の当時のご回答と異なる場合はその部分をご開示願えませんでしょうか？	前段については、実施方針公表時点における実施方針及び要求水準書(案)（以下「実施方針等」という。）についての回答で入札説明書等に記載のない事項については、実施方針等及び実施方針等に関する質問・意見に対する回答によるものとします。 後段については、入札説明書等をご確認下さい。
3	2	第5条			本施設の名称	本施設の正式名称は後日市が定めるとありますが、正門に表記する新学校名の見積もりは入札時点では仮称にて見積もり、施設名称が正式決定後は第23条（設計図書の変更）の規定に準ずるとの理解で宜しいでしょうか。	校名については、今後検討するため、決定していません。20文字程度で見積もりしてください。施設の正式名称の決定については、第23条による設計図書の変更には該当しません。
4	3	第10条			契約保証金	設計・建設費に関する契約保証金の納付期間または免除措置である履行保証保険の保険期間は、工事着工日から引渡日まででしょうか。	ご理解のとおりです。
5	3	第10条			契約保証金	維持管理・運営費に関する契約保証金の納付期間または免除措置である履行保証保険の保険期間は、維持管理運営開始日から事業終了日まででしょうか。	ご理解のとおりです。
6	3	第10条			契約保証金	設計・建設費に関する契約保証金は、「設計・建設業務の対価の100分の10以上」とありますが、「設計・建設業務の対価」の定義には割賦金利が含まれます。保証金の計算から割賦金利は除いて頂けないでしょうか。	契約保証金に割賦金利は含めません。契約書において修正します。
7	3	第10条			契約保証金	契約保証金は、以下のようにⅠ期、Ⅱ期でそれぞれ期間も分けて納付することは可能でしょうか（履行保証保険の場合は以下の保険期間とすることは可能でしょうか）。 つまり、Ⅰ期引渡し後は、Ⅰ期建設期間の保証金の納付は不要（返戻）される建付けです。 Ⅰ期（設計・建設）：Ⅰ期着工日～Ⅰ期工事引渡し日 Ⅰ期（維持・運営）：Ⅰ期運営開始日～事業終了日 Ⅱ期（設計・建設）：Ⅱ期着工日～Ⅱ期工事引渡し日 Ⅱ期（維持・運営）：Ⅱ期運営開始日～事業終了日	契約保証金を各業務期間に分けて納付することは可能です。 履行保証保険の保険期間について、設計・建設業務は、工事着手日（本事業契約の締結日）が始期となり、維持管理業務は、本引渡日の翌日が始期となります。 Ⅰ期建設業務の保証金は、Ⅰ期引き渡し後に返却します。また、Ⅱ期建設業務の保証金は、Ⅱ期引き渡し後に返却します。 なお、契約書において、維持管理・運営期間の始期を「本引渡日の翌日」に修正します。

■事業契約書(案)に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
8	3	第10条			契約保証金	<p>“設計・建設業務の対価”部分についてですが、</p> <p>①契約保証金の納付期間、或いは契約保証金の納付に代えて履行保証保険契約を締結する場合の保険期間は、別紙3の“設計・建設期間”という理解で宜しいでしょうか。</p> <p>②また、契約保証金を納付する場合、保証金は、Ⅱ期所有権移転後、速やかに返還されるものと考えて宜しいでしょうか。</p>	No. 7の回答をご参照下さい。
9	3	第10条			契約保証金	<p>事業者は本事業契約と同時に契約保証金を納付するとありますが、</p> <p>①設計・建設業務とは別に、維持管理・運營業務に係る契約保証金の納付は本文にあるⅡ期供用開始後として頂けないでしょうか。</p> <p>②かつ設計・建設業務に対する契約保証金（Ⅰ期・Ⅱ期分双方分）は、Ⅰ期施設建設の所有権移転後にⅠ期施設建設対象分を還付して頂けないでしょうか。</p> <p>契約保証金は業務の履行を担保することを目的とすることをからも合理的と思われまます。</p> <p>現規定では過度な負担となっております。是非お願い申し上げます。</p> <p>貴市発注の他PFI事業（大宮区庁舎）では分けており、同様の措置としてください。</p>	No. 7の回答をご参照下さい。
10	3	第10条			契約保証金	<p>事業者は本事業契約と同時に契約保証金を納付するとありますが、事業契約時に納付する対象は、設計・建設業務の対価の100分の10とし、維持管理・運營業務に係る契約保証金の納付は当該業務の開始時期として頂けないでしょうか。</p> <p>契約保証金の納付や履行保証保険の付保等の実施に関して現規定では過度な負担となり事業費全体への影響及び民間企業への過度なリスク負担による事業参画機会の喪失につながります。</p>	契約保証金を各業務期間に分けて納付することは可能です。その場合、維持管理・運營業務に係る契約保証金の納付時期は、当該業務の開始時期となります。
11	3	第10条			契約保証金	<p>事業者は、本事業契約の締結と同時に、契約保証金を納付しなければならない。とございますが、事業契約時に納付する対象は、設計・建設業務の対価の100分の10とし、維持管理・運營業務に係る契約保証金の納付は当該業務の開始時期として頂けないでしょうか。</p> <p>契約保証金の納付や履行保証保険の付保等の実施に関する現規定では、事業者にとっての過度な負担となり事業費全体への影響が避けられないこと、また、民間企業への過度なリスク分担により、本事業への参画が困難となります。</p>	No. 10の回答をご参照下さい。

■事業契約書(案)に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
12	3	第10条			契約保証金	契約保証金の免除規定であるさいたま契約規則30条1項、市を被保険者とする履行保証保険を締結する場合には設計建設業務期間と維持管理運営期間で分けて良いとのこと宜しいでしょうか。可能な場合は、維持管理運営期間中の履行保証保険については年度毎の更新とさせていただきますでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、年度毎の更新も可能としますが、無保険の期間がないようにして下さい。
13	3	第10条			契約保証金	さいたま市契約規則30条1項の規定（契約保証金の免除規定）に基づく市を被保険者とする履行保証保険を締結する場合には設計建設業務期間と維持管理運営期間で分けて良いとの認識でよろしいでしょうか。また、この場合、維持管理運営期間中の履行保証保険については年度毎の更新とさせていただきますでしょうか。	No. 12の回答をご参照下さい。
14	3	第10条			契約保証金	“維持管理・運營業務に係る対価”部分についてですが、 ①契約保証金の納付期間、或いは契約保証金の納付に代えて履行保証保険契約を締結する場合の保険期間は、別紙3の「維持管理・運営期間」という理解で宜しいでしょうか。 ②契約保証金を納付する場合、維持管理・運営期間開始日以前に納付し、維持管理・運営期間終了後、速やかに返還されるものと考えて宜しいでしょうか。 ③履行保証保険を付保する場合、一般的に保険会社は維持管理・運営期間に亘る長期契約をしないため、例えば1年毎等の短期契約の更新でも問題ないでしょうか。	前段及び中段については、No. 7の回答をご参照下さい。 後段については、No12の回答をご参照下さい。
15	3	第10条			契約保証金	さいたま市契約規則30条(1)号に準じて対応させて頂く場合； ①設計建設業務期間と維持管理運営期間でそれぞれの保証期間に分けることは可能でしょうか。 ②可能な場合、設計建設業務に対する履行保証保険について、I期施設建設の所有権移転後（I期建設業務の履行後）に、I期施設建設対象分は保険付保対象から除外として頂けないでしょうか。 ③また維持管理運営期間の履行保証保険を年度ごとの更新を可能にして頂けないでしょうか。全期間を通じた保険商品が存在しないため、是非ともお願い致します。当該履行保証保険は契約保証金同様、業務の履行を担保することを目的とすることをからも合理的と思われま。また貴市のVFMに寄与すると思いますので、何卒お願い致します。	前段については、No. 12の回答をご参照下さい。 中段については、I期施設建設の所有権移転後、I期施設建設対象分の保険付保対象から除外可能です。 後段については、No. 12の回答をご参照下さい。

■事業契約書(案)に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
16	3	第10条			契約保証金	本事業の各業務を受託するそれぞれの企業が、さいたま市契約規則第30条3項又は8項の条件に該当する場合は契約保証金の免除に該当するとの理解で宜しいでしょうか。その場合、入札前に条件に適合するかの確認する方法についてもご教示ください。	前段については、本事業の各業務を受託するそれぞれの企業ではなく、事業契約を締結するSPCが、さいたま市契約規則第30条各項に該当する場合に免除となります。また、同規則第30条第8項への該当条件は、事前に定めておりません。後段については、入札前に条件に適合するかの確認は行っていません。
17	3	第10条			契約保証金	さいたま市契約規則第30条8項の規定は具体的にどのような条件が求められるのでしょうか。その場合、入札前に条件に適合するかの確認する方法についてもご教示ください。	No. 16の回答をご参照下さい。
18	3	第10条			契約保証金	さいたま市契約規則第30条8項の規定は具体的にどのような条件が求められるのでしょうか。その場合、入札前に条件に適合するかの確認する方法についてもご教示ください。	No. 16の回答をご参照下さい。
19	3	第10条			契約保証金	SPC構成員或いは協力企業が各担当業務において、「さいたま市契約規則第30条3項又は8項」の条件に該当する場合は、入札前に貴市に該当・非該当を確認する方法をご教示ください。それとも、3項、8項については入札時点では考慮に入れないという事であれば、その旨のご回答をお願い申し上げます。	No. 16の回答をご参照下さい。
20	3	第10条			契約保証金	“設計・建設業務の対価”及び“維持管理・運営業務に係る対価”とありますが、それぞれ対価の額は別紙7に規定の通りと理解して宜しいでしょうか。また、いずれにも消費税額は含まれないものと理解して宜しいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、いずれも消費税額を含み、割賦金利を除く額となります。契約書において修正します。
21	3	第10条			契約保証金	“設計・建設業務の対価”には割賦金利は含まれないものと理解して宜しいでしょうか。もし割賦金利が含まれるとすると、一般的なPFI事業に比して過大な設定となりますし、また金利改定に応じた対応も不明です。割賦金利は控除とするよう、変更願えませんでしょうか。	No. 20の回答をご参照下さい。
22	3	第10条			契約保証金	契約保証金の対象として設計・建設業務の対価とありますが、この内サービス対価C及びDの⑤割賦金利は対象外として頂けないでしょうか。他のPFI事業においても割賦金利については対象外であることが一般的です。割賦金利については基準金利が確定するまで金額確定できないことが理由です。	No. 20の回答をご参照下さい。

■事業契約書(案)に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
23	3	第10条			契約保証金	“設計・建設業務の対価”部分の契約保証金納付に代えて履行保証保険契約を締結する場合、①事業者が貴市を被保険者とする履行保証保険を自ら締結し、その保険証券を貴市に提出する、②或いは、建設企業をして、事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結させ、保険金請求権に事業契約上の違約金請求権を被担保債権とする質権を設定、のいずれの方法でも問題ないでしょうか。	前段については、さいたま契約規則第30条第1項に該当します。 後段については、さいたま契約規則第30条各項に該当しないため、契約保証金の免除となりません。
24	3	第10条			契約保証金	一般的に保険会社はPFIにおける維持管理・運営部分に関して履行保証保険を扱っておりませんので、実際に契約保証金の納付が必要となる恐れがあり、その場合、コストアップ、VFMの低下に繋がります。 貴市のプラザノース整備事業を始め、PFI事業では設計・建設部分の期間/対価をベースとして契約保証金が設定されるケースが一般的ですので、本事業に関しても、維持管理・運営部分の契約保証金は免除として頂けないでしょうか。	維持管理・運営部分の契約保証金は免除していませんが、履行保証保険の場合は、年度毎の更新も可能です。
25	3	第10条			契約保証金	維持管理・運營業務/同期間にかかる履行保証保険締結が困難なため、“設計・建設業務の対価”部分に関しては履行保証保険締結、“維持管理・運營業務に係る対価”部分に関しては契約保証金納付、といった組み合わせによる対応でも問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	4	第14条	2項		本事業用地の瑕疵担保責任	当該事象により、増加費用又は損害が生じた場合、増加費用及び損害には事業者が資金調達に必要な金融機関に対する損害金及び関連する諸経費（弁護士費用等）も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、合理的な範囲に限られます。
27	5	第17条		1号	設計業務の遅延等の場合の費用負担	“市は、～当該増加費用若しくは損害を合理的な範囲で負担する。”とありますが、当該増加費用若しくは損害には、事業者が資金調達のために締結した融資契約の変更手数料や弁護士費用、ブレイクファンディングコスト等の金融関連費用、その他関連する契約の変更にかかる諸経費等の合理的なコストも含まれるものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、合理的な範囲に限られます。
28	5	第17条		1号	設計業務の遅延等の場合の費用負担	市の責めに帰すべき事由により業務の遅延、増加費用、損害が生じた場合、当該増加費用、損害を合理的な範囲で負担するとありますが、増加費用及び損害には事業者が資金調達に必要な金融機関に対する損害金及び関連する諸経費（弁護士費用等）も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	No. 27の回答をご参照下さい。

■事業契約書(案)に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
29	6	第19条	4項		調査業務	入札説明書の内容と齟齬を生じる場合と有りますが、これは入札説明書（別添資料や資料を含む）で示されていない不明確な部分が問題となった場合も含むということで宜しいでしょうか？お示し頂けていない事項のリスクを事業者が取ることは出来ませんので、是非ともご理解ください。	前段については、ご理解のとおりですが、通常想定可能な事項は除きます。 この場合、本項の定めにより対応について協議します。
30	6	第19条	4項		調査業務	①増加費用並びに損害が発生した場合の費用負担の考え方は、第17条に準ずるといふことで宜しいでしょうか。 ②また要求水準書(案)の質疑回答No. 24のご回答についても、本第19条に準ずるといふことで宜しいでしょうか。	前段については、第17条には準じません。 後段については、既存設備の調査義務は負っていただきますが、当該調査については第19条の適用があります。
31	7	第23条	3項		設計図書の変更	貴市が変更を決定することにより増加費用又は損害が発生した場合は、17条1項に準じて取り扱うとありますが、当該損害及び増加費用には、事業者が資金調達に必要な金融機関に対する損害金及び関連する諸経費（弁護士費用等）も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、合理的な範囲に限られます。
32	8	第27条		1号	建設業務の遅延等の場合の費用負担	“市は、～当該増加費用若しくは損害を合理的な範囲で負担する。”とありますが、当該増加費用若しくは損害には、事業者が資金調達のために締結した融資契約の変更手数料や弁護士費用、ブレイクファンディングコスト等の金融関連費用、その他関連する契約の変更にかかる諸経費等の合理的なコストも含まれるものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、合理的な範囲に限られます。
33	8	第27条		1号	建設業務の遅延等の場合の費用負担	市の責めに帰すべき事由により業務の遅延、増加費用、損害が生じた場合、当該増加費用、損害を合理的な範囲で負担するとありますが、増加費用及び損害には事業者が資金調達に必要な金融機関に対する損害金及び関連する諸経費（弁護士費用等）も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	No. 32の回答をご参照下さい。
34	8	第29条			建設業務の遅延等の場合の費用負担	建設期間中の保険については、Ⅰ期、Ⅱ期とを分けて付保することについても認めて頂けるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	9	第33条	4項		建設業務に伴う近隣対策	建設業務に伴う近隣対策において本事業に関する市による事前説明等を開催したことはありますか。その際の議事録、近隣住民などからの要望事項、取り決め事項などがありましたらご開示ください。	市による近隣住民に対する事前説明は、行っておりませんので、現段階において、工事についての取り決め事項はありません。稲荷塚古墳については、市民等の立入りを継続して下さい。

■事業契約書(案)に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
36	9	第33条	5項		建設業務に伴う近隣対策	近隣対策の結果事業者が生じた費用、損害に関しての事業者負担は、事業者が善管注意義務を怠っていないかなどを鑑み、合理的な要求の範囲で良いとの理解で宜しいでしょうか。 合理的範囲を超える場合は、第6項に準ずるという事で宜しいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりですが、第6項は近隣対策についての例外を定めるものであり、市は本事業を実施すること自体に対する住民反対運動又は訴訟等についてのみ対応します。
37	9	第33条	6項		建設業務に伴う近隣対策	“合理的な範囲の増加費用及び損害は、市がこれを負担する。”とありますが、当該増加費用若しくは損害には、事業者が資金調達のために締結した融資契約の変更手数料や弁護士費用、ブレイクファンディングコスト等の金融関連費用、その他関連する契約の変更にかかる諸経費等の合理的なコストも含まれるものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、合理的な範囲に限られます。
38	9	第33条	6項		建設業務に伴う近隣対策	貴市がご負担される合理的な範囲の増加費用及び損害には事業者が資金調達に必要な金融機関に対する損害金及び関連する諸経費（弁護士費用等）も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、合理的な範囲に限られます。
39	10	第36条	3項		工事中止等	“合理的な増加費用”には、事業者が資金調達のために締結した融資契約の変更手数料や弁護士費用、ブレイクファンディングコスト等の金融関連費用、その他関連する契約の変更にかかる諸経費等の合理的なコストも含まれるものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、合理的な範囲に限られます。
40	10	第36条	3項		工事中止等	第3項に規定されている増加費用には事業者が資金調達に必要な金融機関に対する損害金及び関連する諸経費（弁護士費用等）も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。また、当条項は工事遅延の事由にもなるため、第42条の規定にも準ずるとの理解で宜しいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりですが、合理的な範囲に限られます。 後段については、工期が変更になった場合には第41条及び第42条の適用があります。
41	12	第40条			瑕疵担保責任	通常什器備品類の保証期間は1年間であるため、引渡しから2年間瑕疵担保責任を負うのは事業者にとって過酷と思われます。1年間としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
42	12	第42条	1項		工期の変更による費用負担	“合理的な増加費用”には、事業者が資金調達のために締結した融資契約の変更手数料や弁護士費用、ブレイクファンディングコスト等の金融関連費用、その他関連する契約の変更にかかる諸経費等の合理的なコストも含まれるものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、合理的な範囲に限られます。

■事業契約書(案)に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
43	12	第42条	1項		工期の変更による費用負担	本条第1項に規定されている増加費用及び損害には事業者が資金調達に必要な金融機関に対する損害金及び関連する諸経費（弁護士費用等）も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	No. 42の回答をご参照下さい。
44	13	第44条	4項		什器備品設置業務	リースにより調達された情報端末機器については、施設引渡時及び事業期間中の更新時において、貴市への所有権移転の対象外であり、また事業期間終了時にも貴市へ所有権は移転しない（リース対象機器は事業者側で引き揚げる）、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	13	第45条			施設引き渡し業務	I期・II期それぞれ引き渡し予定日において完全な所有権を市に移転しなければならないとあります。I期対象施設は部分引き渡しとなりますが、一般的に行われているように、設計は同一確認申請を行い部分引渡しの状態で完全に施設所有権を移転できるとの理解で宜しいでしょうか。	同一確認申請で行えるかどうかは、北部建設事務所 建築審査課にご確認下さい。なお、建築工事の連続性により、2件の建築確認申請と考えています。供用開始できる状態で、引渡し及び所有権の移転をして下さい。
46	13	第46条	1項		引渡し遅延による費用負担	“合理的な増加費用”には、事業者が資金調達のために締結した融資契約の変更手数料や弁護士費用、ブレイクファンディングコスト等の金融関連費用、その他関連する契約の変更にかかる諸経費等の合理的なコストも含まれるものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、合理的な範囲に限られます。
47	13	第46条	1項		引渡し遅延による費用負担	本項で規定されている貴市による増加費用及び損害には事業者が資金調達に必要な金融機関に対する損害金及び関連する諸経費（弁護士費用等）も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	No. 46の回答をご参照下さい。
48	13	第46条	2項		引渡し遅延による費用負担	“設計業務及び建設業務の対価につき年2.9%の割合”とありますが、設計業務及び建設業務の対価には、割賦金利及び消費税は含まれないものと理解して宜しいでしょうか。	割賦金利を除き、消費税額を含む額となります。契約書において修正します。
49	16	第54条	4項		修繕・更新業務	「長寿命化を行い、必要な修繕・更新を実施する」とありますが、本事業期間を超える性能保証を求めているものではないことを確認させて下さい。	ご理解のとおりです。
50	16	第54条	4項		修繕・更新業務	事業者が行う長寿命化の検討とありますが、これは事業期間を超える性能保証を求めているものではなく、長寿命化を念頭に置いた現実的な修繕・更新を行うとの理解で宜しいでしょうか。	No. 49の回答をご参照下さい。

■事業契約書(案)に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
51	17	第56条	2項		第三者の使用等	維持管理企業又は運営企業が第三者に委託し又は請け負わせないようにしなければならない、維持管理業務、運営業務の主たる部分とはどこを指すのでしょうか。	個別具体の判断となります。
52	17	第57条	2項	1号	要求水準書の変更等	“市は、～当該増加費用若しくは損害を合理的な範囲で負担する。”とありますが、関連する契約の変更にかかる諸経費等の合理的なコストも含まれるものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、合理的な範囲に限られます。
53	18	第59条	3項		維持管理業務及び運営業務に伴う近隣対策	“合理的な範囲の増加費用及び損害は、市がこれを負担する。”とありますが、関連する契約の変更にかかる諸経費等の合理的なコストも含まれるものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、合理的な範囲に限られます。なお、No. 37の回答もご参照下さい。
54	21	第71条	3項		施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	違約金は、サービス対価の10/100とありますが、違約金の計算から割賦金利は除いて頂けないでしょうか。	消費税額を含み、割賦金利を除く額となります。契約書において修正します。
55	21	第71条	3項		施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	“サービス対価AからDまでの合計額の100分の10に相当する金員”とありますが、サービス対価の定義は別紙7の通りであり、いずれも消費税額は含まれず、割賦金利が含まれるものと理解して宜しいでしょうか。また割賦金利が含まれる場合、金利確定前であった際にはどのように割賦金利の額を決定するのでしょうか。	No. 54の回答をご参照下さい。
56	21	第71条	3項		施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	事業者の責めに帰すべき事由により施設引渡し前に契約解除となった場合の違約金はサービス対価AからDまでの合計額の100分10に相当する金員となっておりますが、サービス対価C・Dには割賦金利も含まれており、一般的なPFI事業と比較した場合、過大な設定となっております。例えば、当該部分をサービス対価AからDまでの合計額（但し、割賦金利は控除するものとする）の100分10とする等に変更願えないでしょうか。	No. 54の回答をご参照下さい。
57	21	第71条	3項		施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	施設引き渡し前に事業者の責による事業契約解除となった場合の違約金の対象がサービス対価のA～Dの合計額の100分の10に相当する金員とありますが、当該金員には消費税は含まれるのでしょうか。また、割賦金利は除外との理解で宜しいでしょうか。	No. 54の回答をご参照下さい。
58	21	第71条	3項		施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	I期工事引渡し後は、I期工事分の対価の10/100相当の違約金はかからず、I期維持運営費分の違約金（第75条第4項）がかかる建付けとして頂けないでしょうか。	完了している業務については、違約金の対象外とします。

■事業契約書(案)に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
59	21	第71条	3項		施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	“サービス対価AからDまでの合計額の100分の10に相当する金員”とありますが、既にI期工事が完了し、対象施設の引渡しが進んでいる場合には、予めサービス対価A及びCを控除して、サービス対価B及びDの合計額の100分の10に相当する金員として頂けないでしょうか。	No. 58の回答をご参照下さい。
60	21	第71条	3項		施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	施設引き渡し前に事業者の責による事業契約解除となった場合、I期施設建設工事が完了し、施設所有権を市に引き渡した後の事業契約解除に対する違約金の対象からはサービス対価A及びCは対象外となると思いますが、その様な解釈で宜しいでしょうか。	No. 58の回答をご参照下さい。
61	21	第71条	3項		施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	第10条で納めた契約保証金（又は履行保証保険の場合の受取保険金）をもって、違約金に充当できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、市のSPCに対する事業契約上の他の債権が生じていないことを条件とします。
62	21	第71条	4項 5項		施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	出来形部分を「買受けない場合」とは具体的にどのようなケースでしょうか。原則的には市が買受けるという認識でよろしいでしょうか。 市が買受けない場合、事業者には現状回復義務もあり、負担が相当額にのぼるケースも考えられることから、「買受けない場合」について明確にさせていただきたくご教示お願い致します。	検査に適合しない場合のほか、建設工事の進捗状況からみて、本事業用地の原状回復が合理的である場合等が想定されます。
63	22	第72条	4項		施設引渡し前の市の責めに帰すべき事由による契約解除等	“合理的な範囲の増加費用及び損害は、市がこれを負担する。”とありますが、当該増加費用若しくは損害には、事業者が資金調達のために締結した融資契約の変更手数料や弁護士費用、ブレイクファンディングコスト等の金融関連費用、その他関連する契約の変更にかかる諸経費等の合理的なコストも含まれるものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、合理的な範囲に限られます。
64	22	第72条	4項		施設引き渡し前の市の責めに帰すべき事業契約解除等	市の事由により契約解除となった場合、当該増加費用と損害を合理的な範囲で負担するとありますが、増加費用及び損害には事業者が資金調達に必要な金融機関に対する損害金及び関連する諸経費（弁護士費用等）も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	No. 63の回答をご参照下さい。
65	22	第73条	1項		施設引渡し前の法令等の変更による契約解除等	“第97条に基づく協議”とありますが、第98条の誤りでしょうか。 (以下、第74条、第77条、第78条も同様です。)	第83条の誤りです。なお、第74条及び第78条での引用は第85条の誤り、第77条での引用は第83条の誤りです。契約書において修正します。

■事業契約書(案)に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
66	23	第75条	1項		施設引渡し以後の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	“ただし、事業者が要求水準書及び事業者提案を満たしていない場合の手続は、第71条の定めに従う。”とありますが、この一文はどのように解釈すれば宜しいのでしょうか。	第81条の誤りです。契約書において修正します。
67	24	第75条	4項		施設引渡し以後の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	第10条で納めた契約保証金（又は履行保証保険の場合の受取保険金）をもって、違約金に充当できるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 61の回答をご参照下さい。
68	24	第75条	4項		施設引渡し以後の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	“市が支払うべき当該事業年度のサービス対価EからGまでの合計額の100分の10に相当する違約金”とありますが、第10条(契約保証金)にて規定の“Ⅱ期供用開始後の維持管理・運営業務に係る対価（平成34年4月から平成49年3月まで）を15で除した額の100分の10”と同様として頂けないでしょうか。	サービス対価E及びGについては、Ⅱ期供用開始後の維持管理・運営業務に係る対価（平成34年4月から平成49年3月まで）を15で除した額の100分の10とします。サービス対価Fについては、合計額の100分の10に相当する額とします。
69	25	第76条	3項		施設引き渡し以後の市の責めに帰すべき事業契約解除等	本項における貴市が負担される増加費用及び損害には、事業者が資金調達に必要な金融機関に対する損害金及び関連する諸経費（弁護士費用等）も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	No. 63の回答をご参照下さい。
70	25	第76条	3項		施設引渡し以後の市の責めに帰すべき事由による契約解除等	“合理的な範囲の増加費用及び損害は、市がこれを負担する。”とありますが、当該増加費用若しくは損害には、関連する契約の変更にかかる諸経費等の合理的なコストも含まれるものと理解して宜しいでしょうか。	No. 63の回答をご参照下さい。
71	25	第77条			施設引渡し以後の法令等の変更による契約解除等	第97条に基づく協議にもかかわらず・・・とございますが、第83条の誤りではないでしょうか。	No. 65の回答をご参照下さい。
72	25	第78条			施設引渡し以後の不可抗力による契約解除等	第97条に基づく協議にもかかわらず・・・とございますが、第85条の誤りではないでしょうか。	No. 65の回答をご参照下さい。
73	26	第79条			本事業終了に際しての処置	当該物件の処置につき市の指示に従わなければならない。とございますが、この指示には市への譲渡も含まれるのでしょうか。	市への譲渡は含まれません。
74	26	第81条	3項		モニタリング及び要求水準未達成に関する手続き	「モニタリングに係る費用のうち・・・これを市の負担とする」とありますが、ここでの貴市の負担分とはモニタリングを通じ、新たに必要となった別途業務の負担及びそれに該当するモニタリング費用との理解で宜しいでしょうか。	事業者の義務とされているもの以外で、市の事由により必要になった業務及びそれに該当するモニタリングは、市の負担としています。

■事業契約書(案)に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問の内容	回答
75	27	第82条	2項					事業者による事実の表明・保証及び誓約	SPCの資金調達のために、担保設定等を行う場合は、合理的な理由なく、貴市が事前承諾を留保、拒絶することはないものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	28	第84条						法令等の変更による増加費用又は損害の扱い	別紙9において、本事業に類型的または特別に影響を及ぼす法令の制定・改正及び消費税に関する変更以外の法令の制定・改正の場合は100%事業者負担となっているが、その制定・改正が企業経営に大きな影響を及ぼす場合に、市側と協議は検討できないか。	ご指摘の場合は、第83条第2項により協議します。
77	28	第84条						法令等の変更による増加費用又は損害の扱い	当該事象が発生し別紙9の定めに従い、貴市にて増加費用又は損害を負担頂くことになった場合の増加費用及び損害には事業者が資金調達に必要な金融機関に対する損害金及び関連する諸経費（弁護士費用等）も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	法令等の変更による増加費用及び損害の内容は第83条第2項の協議で確認するものとしします。
78	28	第85条						通知の付与及び協議	契約書第85条に定める不可抗力には施設利用者の責による劣化・破損が含まれるのでしょうか。	含まれません。
79	31	第96条						遅延利息	本項における事業者の支払とは、貴市に対する支払いを意味するというで宜しいでしょうか	ご理解のとおりです。
80	31	第97条						財務書類の提出	公認会計士や監査法人による監査済みの計算書類と規定されておりませんが、必要はありますでしょうか。想定される資本金額から鑑みますと法令上の任意監査となりますが、PFI事業においては監査法人の監査が必須条件となる場合が多いため、ご確認させて頂いた次第です。	公認会計士や監査法人による監査を要するものとしします。契約書において修正します。
81	31	第97条						財務書類の提出	会計監査人による監査も必要でしょうか。	No. 80の回答をご参照下さい。
82	37	別紙1	56					付帯事業	“事業者が独立採算で行う”とありますが、要求水準書においても「独立採算」という表現はなくなりましたので、事業契約書案においても、表現を改めて頂けないでしょうか。	契約書において修正します。
83	42	別紙4	2	(2)				事業者が付保する保険（火災保険等）	事業者が付保する保険として火災保険等とありますが、これは当該保険の対象である事業者の業務上の失火による損害を補償するものであれば、付保する保険は火災保険に限らずその他の保険でも構わないとの理解で宜しいでしょうか。	第三者が保険金を支払った場合の求償（再調達価格）に対応し得る内容の保険であれば可とします。

■事業契約書(案)に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
84	42	別紙4	2	(2)	火災保険等	事業者の業務上の失火による損害を補償するものであれば、付保する保険は、火災保険以外の保険でもよいとの認識でよろしいでしょうか。	No. 83の回答をご参照下さい。
85	45	別紙6			面積の使用料	事業期間中において使用料の改定は無いのでしょうか。	ご理解のとおりです。
86	45	別紙6			自動販売機に係る面積の使用料	44万円/年・台という数値は、これで正しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
87	47	別紙7	2	(1) (2)	サービス対価A、Bの金額	「負担金等分及び起債支払い分の変動に係るリスクは事業者において対応すること」とありますが、サービス対価A、Bの減額（対価C、Dの元本増額）に伴う対価C、Dの割賦金利増加や消費税増加は貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。	サービス対価A及びBの算定について、補助単価及び基準面積の変動は、市の負担とします。よって、提案時のサービス対価AからDの額を支払います。
88	47	別紙7	2	(1) (2)	サービス対価A、Bの金額	「負担金等分及び起債支払い分の変動に係るリスクは事業者において対応すること」とありますが、その時点でローン契約締結済の場合、割賦元本が変わることで事務手続きが煩雑になると、SPCへのローンの出し手であるレンダーに対するアmendメントフィーが発生したり、追加の弁護士費用が等が発生する可能性があります。よって、サービス対価A、Bの増減に伴う合理的な費用（上記のアmendフィーや弁護士費用等のストラクチャーコスト）は、貴市の負担として頂けないでしょうか。	No. 87の回答をご参照下さい。
89	47	別紙7	2	(1) (2)	サービス対価A、Bの金額	「負担金等分及び起債支払い分の変動に係るリスクは事業者において対応すること」とありますが、サービス対価A、Bの金額の下限を示して頂くことはできないでしょうか。 このままですと、事業者としては、理屈上「負担金等分及び起債支払い分」がゼロになるケースを想定する必要があり（また、SPCが割賦払い（サービス対価C、D）見合いで調達するローンをMAXで見る必要もあり）、事業者として取るべきリスクが過大になります。	No. 87の回答をご参照下さい。

■事業契約書(案)に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
90	47	別紙7	2		サービス対価の算定方法	(1)サービス対価Aの算定方法、(2)サービス対価Bの算定方法とも“負担金等分及び起債支払分の変動に係るリスクは事業者において対応することを前提に提案を行なうこと。”とありますが、貴市が実際に支払うサービス対価A又はBの額が、提案時に想定した負担金等や起債支払分に満たなかった場合、その不足額については貴市より支払がなされず事業者の負担となる、という意味でしょうか。 或いは、提案時におけるサービス対価A(またはB)の額と、実際のサービス対価A(またはB)の額が相違した場合には、P.55の「4. サービス対価の改定_(2)物価変動に伴う改定」と同様、当該相違額をサービス対価C(またはD)の割賦元本額に加除し、これに応じた割賦金利を再計算するというのでしょうか。 負担金等分及び起債支払分に変動が生じた場合に、対価がどのように調整され、どのように支払われるのか等、具体的にご教示願います。	No. 87の回答をご参照下さい。
91	47	別紙7	2		サービス対価の算定方法	負担金等分及び起債支払分の変動については、事業者側でのリスクコントロールが困難であり、落札後に貴市からの一括払い額が変動すると、場合によってはSPCの資金調達に支障をきたすおそれがあります。実際の負担金、交付金、起債額にかかわらず、応募者が提案したサービス対価A及びBの金額を一括払いとして頂けないでしょうか。	No. 87の回答をご参照下さい。
92	51	別紙7	2	(3)	サービス対価Cの算定方法	“～Ⅰ期供用開始後15年間を返済期間とする～”とありますが、Ⅰ期の施設所有権移転後、供用開始までの間に係る割賦金利は、第1回の支払額に含まれるという理解で宜しいでしょうか。 含まれる場合、第1回の金利計算期間は、他の回に比して長くなりますが、返済額は毎回元利均等額とする、という理解で宜しいでしょうか。	Ⅰ期の施設所有権移転後、供用開始までの間に金利が発生する場合は、当該割賦金利も含め、四半期ごとの計60回に平準化して提案して下さい。
93	51	別紙7	2	(4)	サービス対価Dの算定方法	“～Ⅰ期供用開始後15年間を返済期間とする～”とありますが、“～Ⅱ期～”の誤りでしょうか。 またその場合、Ⅱ期の施設所有権移転後、供用開始までの間に係る割賦金利は、第1回の支払額に含まれるという理解で宜しいでしょうか。 含まれる場合、第1回の金利計算期間は、他の回に比して長くなりますが、返済額は毎回元利均等額とする、という理解で宜しいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、Ⅱ期の施設所有権移転後、供用開始までの間に金利が発生する場合は、当該割賦金利も含め、四半期ごとの計60回に平準化して提案して下さい。

■事業契約書(案)に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問の内容	回答	
94	51	別紙7	2	(4)			サービス対価の算定方法	サービス対価DはⅡ期建設工事業務に係る対価のうち、サービス対価Bを除いた額をⅠ期共用開始後15年間を返済期間とありますが、Ⅱ期共用開始後の誤りではないでしょうか。 入札説明書P27が正と理解して良いでしょうか？	ご理解のとおりです。	
95	55	別紙7	5	(2)	ア	(ア)	①	サービス対価A及びCの改定方法	①の1行目に、「事業契約締結の日から」とありますが、文面の主旨からこの部分は削除できると思いますが如何でしょうか。 P56③の改定手続きの中の α (改定率) の算式の分母に、入札日の指数と規定されています。	①において、「事業契約締結の日から」とあるのは、④の再度の改定請求において「直前の本条項の規定に基づくサービス対価変更の基準日」と読み替え起点を示すためです。
96	55	別紙7	5	(2)	ア	(ア)	②	サービス対価A及びCの改定方法	サービス対価Cの割賦元本が変わることで、事業者の資金調達のための融資契約の変更が必要となり、変更手数料や弁護士費用等がかかる可能性があります。当該費用については、サービス対価Cの増額により、貴市にご負担頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	No. 87の回答をご参照下さい。
97	56	別紙7	5	(2)	ア	(イ)	①	サービス対価B及びDの改訂方法	①の1行目に、「事業契約締結の日から」とありますが、文面の主旨からこの部分は削除できると思いますが如何でしょうか。 P57③の改定手続きの中の α (改定率) の算式の分母に、入札日の指数と規定されています。	No. 95の回答をご参照下さい。
98	57	別紙7	5	(2)	ア	(イ)	②	サービス対価B及びDの改定方法	サービス対価Dの割賦元本が変わることで、事業者の資金調達のための融資契約の変更が必要となり、変更手数料や弁護士費用等がかかる可能性があります。当該費用については、サービス対価Dの増額により、貴市にご負担頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	No. 87の回答をご参照下さい。
99	58	別紙7	5	(2)	イ			対価の改定	サービス対価Fについても「企業向けサービス価格指標 その他諸サービスの物価指数」を使用するとありますが、修繕・更新は人的サービスと異なり、材料・燃料費の価格変動により費用が大きく変わるケースが多くあります。そのため別の物価指数を使用する等のご検討を頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
100	64	別紙8	3	(3)	ウ			サービス対価の支払い留保	P. 65の「(4) サービス対価の減額」の規定と同様、支払い留保の対象は、サービス対価E、F及びGという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
101	67	別紙8	4	(2)				要求水準を満たしていない場合の措置	P. 65の「(4) サービス対価の減額」の規定と同様、サービス対価の支払い留保の対象は、サービス対価E、F及びGという理解で宜しいでしょうか。	No. 100の回答をご参照下さい。

■事業契約書(案)に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
102	69	別紙10	1		不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合	不可抗力により損害等が発生した場合、設計業務及び建設業務に関しては累計でサービス対価AからDまでの合計額の1%に至るまでは事業者が負担となっておりますが、サービス対価C・Dには割賦金利も含まれており、一般的なPFI事業と比較した場合、過大な設定となっております。例えば、当該部分をサービス対価AからDまでの合計額（但し、割賦金利は控除するものとする）とする等に変更願えないでしょうか。	割賦金利を含めない額とします。契約書において修正します。
103	69	別紙10	1		不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合	設計及び建設業務に関して不可抗力が生じた場合の事業者の負担割合として当該損害、損失及び費用の額が累計でサービス対価AからDまでの合計額の1パーセントとなっておりますが、事業者の負担についてI期施設建設工事、II期施設建設工事それぞれの累計として頂けないでしょうか。 I期引渡し後であれば、不可抗力における規定はI期分は維持管理業務及び運営業務の範疇になると思います。	前段については、割賦金利を含めない額とします。契約書において修正します。 後段については、完了している業務については、サービス対価AからDまでの合計額から除きます。契約書において修正します。

■その他の質問に対する回答

No.	項目名	質問の内容	回答
1	—	現地見学会で校長先生より砂塵被害の話があったが、被害を申し出ている住宅は学校のどの方向か。またその頻度はどの程度か。授業等学校での活動における影響はないか。	学校敷地の北側及び南側の住宅から、自治会を通じて連絡があります。頻度は高くありませんが、できるだけ散水し、砂塵を抑えています。授業等学校での活動においては、散水の準備に時間がかかっている状況です。
2	提案事項	現地見学会の現場にて、現状施設の概要説明時に、大宮西高校に保管してある文書は全て継続して保管したい提案事項がありましたが、文書量の具体的な数量はどの程度かご教示下さい。	大宮西高等学校から引き継ぐ文書量は、文書保存箱（幅37cm、奥行33cm、高さ27cm程度）を100箱程度予定しているため、適宜、倉庫を設けて下さい。
3	提案事項	グラウンド用散水栓修繕をお願いしたいと提案事項がありましたが、本工事と考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	要求水準書の内容には含みませんが、事業者の提案に委ねます。
4	提案事項	グラウンド用散水栓へ給水配管については、老朽している場合埋設管交換工事も、本工事と考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	要求水準書の内容には含みませんが、事業者の提案に委ねます。
5	提案事項	解体しない既存の学校施設にて、体育館棟の外壁修繕等は別途工事と考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	別途工事ですが、事業者の提案を妨げるものではありません。
6	提案事項	北校舎棟にて化学室に付属の薬品庫がありましたが、薬品の移動は別途工事と考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	薬品の移動についても、備品等移設業務に含まれます。